

議事日程第2号

令和7年 第3回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和7年9月4日(木)

午前10時開議

開会の場所

錦江町役場本庁議場

日程第1 一般質問

散 会

令和7年 第3回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和7年9月4日
召集の場所 錦江町議会議場

出席議員	1番	木下巧大	
	2番	城下香代子	
	3番	宿利原洋一	
	5番	久保勇太	
	6番	落司道子	
	7番	染川金治	
	8番	小吉昭弘	
	9番	水口孝俊	
	10番	池田行徳	
	11番	浪瀬亮祐	
欠席議員			

職務のため出席した者	
議会事務局長	菖蒲洋二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町長	新田敏郎		
副町長	有村智明		
教育長	鎌田広文		
総務課長	坪内裕二郎	住民生活課長	川路昭典
未来づくり課長	上吹越寿次	観光交流課長	池水国博
政策企画課長	高崎満広	産業建設課長	猪鹿倉勝志
介護福祉課長	笹貫新一郎	教育課長	白井寿子
健康保険課長	宮園守	農業委員会事務局長	坂口美智代
住民税務課長	濱田竜大	総務課財政管係長	今村学
会計課長	藤崎みずえ	総務課総務主査	小川弘晃
建設課長	船迫修一		
産業振興課長	木下勝幸		

令和7年 第3回 錦江町議会定例会会議録

令和7年9月4日（木）午前10時00分
錦江町議会議場

	(開議)
○浪瀬議長	おはようございます。これから、本日の会議を開きます。まず最初に報告をいたします。決算審査特別委員会における互選の結果については、委員長に6番、落司議員、副委員長に8番、小吉委員が決まりましたので報告をいたします。
	(日程報告)
○浪瀬議長	本日の議事日程は、あれかあらかじめ配付しましたので、ご了承願います。
	日程第1 一般質問
○浪瀬議長	日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。最初に、3番、宿利原議員の発言を許します。3番、宿利原議員。
	(3番 宿利原議員質問者席へ登壇)
○3番 宿利原議員	<p>おはようございます。質問の前に、県道神川内之浦線を通行されている方より、最近見通しがよくなり、走りやすくなったとの感謝の言葉がありました。私もほぼ毎日通行しているんですが、土捨て場がある関係上、大型ダンプトラックと多くすれ違うときは、側溝、路肩が分からなくて、怖い経験をしました。今すごく助かっています。</p> <p>6月議会でも話しましたが、神川大滝公園の入り口から、宿利原方面に上っていくと、頂上付近には見晴らしの良い展望所があります。現在、ソテツ、ビロウの枝が垂れ下がった状態です。今後も、観光ルートとして定期的に管理してもらおうよう、大隅振興局に依頼してください。</p> <p>通告により、1の質問をいたします。町道の側溝改修についてです。有村集落から笑喜方面に向かう松尾線の道路では、現在、降雨時に上部からの水量が多く、また、側溝の幅も狭く、暗渠部が多いため、落ち葉が詰まり道路に溢れ、路肩部が崩れている状態です。付近の住民が不安であるとの声があるので、早急に改良してほしいとのことです。予算化にはなっていますが、今後の対策と実施について具体的に伺います。以上です。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	おはようございます。それでは、宿利原議員のご質問にお答えします。議員ご指摘の崩れは、側溝が残っているものの、路肩の土が流出しており、側

	<p>溝とガードレールが浮いた状態でございます。</p> <p>建設業者へは既に依頼しておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思っております。この崩れの原因は、ご指摘のとおり、落ち葉の詰まりにより越水した水が、路肩へ流れ出たことによりです。今後の対策として、今回、崩れた箇所の上流に、新たに流末排水路を設け、分水することにより、側溝に流れ込む水量を減らし、越水による路肩の崩れを防ぐ工事に着手する計画でございます。以上でございます。</p>
	(新田町長 降壇)
○3番 宿利原議員	はい。
○浪瀬議長	3番、宿利原議員。
○3番 宿利原議員	この区間は、道路幅も狭く、見通しも悪く、かつ、交通量も多いところです。県道神川内之浦線が、万が一、土砂崩れで通行止めになれば、生活道路、緊急車両、牛とか豚などの運搬車の迂回路になります。将来を見越し、道路拡幅などを計画してもらうような考えはないのか伺います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>宿利原議員のご質問にお答えします。有村集落から笑喜入り口までは、延長2.3kmで、区間の平均幅員が6.9mでございます。1番狭いところでも5.6mの道路幅がございますので、離合には十分な広さがあるかと考えております。また、カーブの見通しも路肩の草木により多少の視界不良あるものの、スピードを出さない限り安全に走行するものと考えております。なお、除草作業はシルバー人材センターへ業務委託しておりますので、除草時期の調整を図ってまいりたいと思っております。</p> <p>このようなことから、迂回路という重要な路線ではありますけれども、幅員等々を考えますと、現時点では具体的な道路改良を行う計画はございません。以上でございます。</p>
○3番 宿利原議員	はい。
○浪瀬議長	3番、宿利原議員。
○3番 宿利原議員	<p>先ほども申しましたけど、上には牛舎とか、大きなトラックも通りますので、また今後計画してもらえれば助かります。</p> <p>次、通告により2番目の質問いたします。県道の舗装改修についてです。農村公園付近の県道に以前から段差があり、通行するのに不安であるとの声があります。段差改修について、大隅振興局に依頼できないか伺います。以上です。</p>

○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>宿利原議員のご質問にお答えします。県道神之川内之浦線の宿利原農村公園から宿利原に向かって100m付近の路面が、長さ25mにわたり半円状に沈下し、段差が生じていることは私どもも承知しております。</p> <p>道路管理者である大隅地域振興局へ、原因究明を行い、早急に改善するように要望しているところでございます。また、県単事業の要望を盛り込むとともに、9月29日に開催予定の地域土木事業連絡会でも、重ねて要望してまいろうと考えておりますので、しばらくお時間を賜ればと思います。以上でございます。</p>
○3番 宿利原議員	はい。
○浪瀬議長	3番、宿利原議員。
○3番 宿利原議員	<p>多いときはですね、土捨て場用の大型のダンプトラックが15台ほどつながって往復しています。段差がますます大きくなっていく前に、住民の方も不安がっていますので、早急に対応してもらいたいようにお願いして、質問を終わります。以上です。</p>
	(3番 宿利原議員 質問者席から降壇)
○浪瀬議長	次に、9番、水口議員の発言を許します。9番、水口議員。
	(9番 水口議員 質問者席へ登壇)
○9番 水口議員	<p>おはようございます。通告をいたしておりました。総合振興計画、これは今年3月に発表されました。令和7年から令和16年度にかけて10年間の計画ということで、目を通してきました。全ての人が自分らしく幸せに生きるために、この行政の計画というのはあるわけでございます。そういったのを見据えてですね、地方創生推進委員の方々12名、そして、令和6年10月から7年にかけて、こうした計画を立てられたわけでございます。その会議も10数回開かれております。そして、町長はこれを10回ほどまちづくり検討で10校区を回って、この浸透を図られたと聞いております。第3次総合計画は10年間とするわけですが、令和7年から令和11年の5年間ということで、基本計画は令和10年から及び13年に見直すんだというようなことでございますが、そういうことでございますので、それを達成するために2029年まで人口ビジョンということで、令和29年度までに大体30名、出生を提示されております。そして、そのために、私は、どのように達成するために取組をされていくのか、質問をさせていただきます。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。

	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>水口議員のご質問にお答えします。町としましては、安心して子どもを産み育てることができる環境・まちづくりが1番重要だと認識しております。</p> <p>ライフステージ別の施策としまして、妊娠前から妊娠時期は、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療確保として、母子保健手帳交付時に保健師等の専門職が面接を行い、出産前後の家庭に育児支援や産後ケア事業など適切なサービス利用を繋げることで、出産や育児に係る母親の負担軽減を図りつつ、各種検診や予防接種、乳児家庭全戸訪問事業などの実施により、母子の健康管理を推進していきたいと思っております。</p> <p>次に、産後時の支援体制の充実として、安全で安心した子育てができるように、全ての乳児を対象に保健師等が訪問して、乳児の発育や母子の健康についての確認や相談、保健指導を行います。また、出産後に家族からの支援が受けられないなどの家庭については、産後ケア事業等による母子への心身のケア・育児指導等の支援を行います。</p> <p>最後に、乳幼児の健康診査等の充実として、乳幼児の適切な保健指導と病気や発達に不安のある子どもの早期発見、早期治療が行えるよう、各種検診の受診率の向上と充実を図ります。また、乳幼児健診後の支援の必要な子どもの継続的なフォロー体制を充実するとともに、母親の体調や悩みを抱える保護者等を早期に把握し、必要に応じて専門機関による相談支援や医療機関の受診につなげます。</p> <p>さらに、不妊に悩む夫婦に対しましては、経済的負担の軽減を図り、少子化対策に努めるため、不妊治療費の助成事業や妊娠中や出産後の悩みを産婦人科医・助産師によるLINEや電話で気軽に相談できる小児科産婦人科オンライン事業を始めとした相談支援の充実や周知・啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。その他、保健・医療以外の政策につきましては、今年度より旧土木事務所跡に、安心して子どもを育てることができる住宅の整備に着手してまいります。また、サテライトオフィス事業やローカルベンチャー事業、保育園留学や山村留学など、若い世代や子育て世代を町に呼び込むための事業に引き続き取組み、全庁を挙げて目標数達成を目指してまいります。以上でございます。</p>
	(新田町長 降壇)
○9番 水口議員	はい。
○浪瀬議長	9番、水口議員。
○9番 水口議員	丁寧な回答でございます。ある程度、我々は熟知しているところでございます。出産祝いとして、錦江町の場合には、たまたま箱じゃございませんが、

	<p>10万円ほど補助をされていると。これは私も考えており、そういった意味で、私もいろんな町のことを聞いてみますが、子どもの出産を私は30名、大体やっていきたいという振興計画の中で、それをするためにですね、いろんなところで、出産祝い金っちゅうのを、例えば、錦江町は10万、今度は第2子において20万、第3子に30万っちゅうような感じで、ポジション上げているような町も聞きます。そういった意味で、本町も出産に関する、病院の出産手当なんかも、今、国が大分面倒見てくれております。そういった意味で、生まれた子どもにですね、何とか手厚い、そのときだけ金をやるというものなんですけれども、錦江町は住みやすいつちゅうことでいろんな人から話は聞いております。そういった意味で、出来たらそういうような祝い金の言えば増額と申しますか、そういうのは考えられませんか。そこらをちょっと聞かせてください。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>水口議員のご質問にお答えします。議員おっしゃるように、管内・管外においても、出産祝い金の増額があつてる自治体も結構ございます。当然、一時的なお金と、議員がおっしゃったように一時的な資金ではありますが、育児世代にとっては非常にありがたいお金なんだろうなというふうに思っております。</p> <p>ただ、私どもとしましては、やはり子どもを育てていく上で、または出産、育児していく上では何が1番お金がかかっていくのかっていうところを考えますと、小児期から、それから学童期に入り、中学生、そして高校生と進学に当たって、それに対する費用が負担になっているっていうのも実態でございます。したがって、私ども、まず若い小学期においては、今年の4月からスタートしました、学用品に関わるドリル等の学校の負担をですね、小学生が8,000円、中学生が1万2,000円だったと思いますけれども、その費用負担を新たに始めました。ですので、そして高校生以降になりますと、でんしろ奨学金ということで、1億円の原資に対して、それを最大500万給付することができますし、本町が1番課題としている医療、介護、そういった町内の職種についていただければ、住所要件を求めないというところの、かなり緩和した制度も作っているところでございます。</p> <p>したがって、やはり成長するによって費用はかさんでいきますので、そういったところを重点的に子育てしやすい環境を整えることが優先ではないかなと思っておりますので、議員がご指摘になられるのは重々承知はしておりますが、やはり長い目で育児というものを考えていかないといけないのではないかなというふうに考えておるところでございます。以上です。</p>

○9番 水口議員	はい。
○浪瀬議長	9番、水口議員。
○9番 水口議員	<p>おっしゃるとおりでございますが、出産が30という数字があったもんですから、やはりそれは仕事だと思うんですよ。ここに住めて仕事がないと、この30名、新生児を迎える、迎えるんじゃないかと、できるというのは大変な目標だというふうに思います。</p> <p>いろいろ私どもも今いろんなところから入るわけですが、北海道に川上町というところ、川上郡にこういうところがある。ナラの木を使って、子どもが生まれたら椅子を提供する。そしたらその子は大きくなったら、それを思い出して帰ってくるんだっような、これは1つの町のモデルですけれども、そういった感じであり、仕事がないと、やはりこの夫婦っようなのが、それから婚活も重要な話です。一応生まれたら、いろんな施策で安心して住めるまちづくりっようなのは、十分錦江町は努力されていると、そういう評判もありますんで、出来たらこの人口ビジョンについてはですね、高齢者はもう65%が年金生活です、錦江町は。だけど、新生児を迎えることに、この新しい子どもを迎えることによって人口の増加を図っていく、若い人を呼び込む、移住を図る、これがやはり30名の掲げている最大の努力する項目じゃないかというふうに思いますんで、それには先ほど言いましたけど、金だけじゃないんですが、そういう環境を作って、また戻ってくるっような、これ難しい話ですけど、そういった取組を、これは要望でございますが、してほしいというふうに考えております。</p> <p>そういった意味でいろいろあるんですが、それから、今、育児所っようなのは無料で、もう0歳から預かっているんですかね。新生児に対しては、無料ですか。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	水口委員のご質問にお答えします。ちょっと私の答弁が間違っ、齟齬があるといけませんので、介護福祉課長に答弁させますが、今おっしゃっていらっしたのは、保育所という認識でよかったですでしょうか。
○9番 水口議員	はい。
○浪瀬議長	9番、水口議員。
○9番 水口議員	生まれて何か月か母乳が必要ですから、何か月か、2、3か月は見られると思うんですが、その預かる施設っようなのは、錦江町の場合には充当されているのかな。

○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	それでは、介護福祉課長から答弁させます。
○笹貫 介護福祉課長	はい。
○浪瀬議長	笹貫介護福祉課長。
○笹貫 介護福祉課長	水口議員のご質問にお答えします。生まれてから3か月ではなく、保育園に、認定こども園も含めてですけど、0歳児から受入れはできます。その代わりに、0歳児から受入れはできますが、幼稚園、保育園も含めてなんですけど、大体首が座るから後、6か月から後ですね、とかっていう場合は、預かってもらえるところもございます。もしくは、1歳になるまでの間も含めてなんですけど、幼稚園と保育園のですね、定員の状況もございまして、0から2歳児まではそれぞれ定員の枠がありますので、それで受入れができるのであれば、園側が受入れをさせていただきます、0歳児であってもですね。そこに対しては、今、うちは無償化になっておりますので、保育料はかかっておりません。以上です。
○9番 水口議員	はい。
○浪瀬議長	水口議員。
○9番 水口議員	島では、そういった施設じゃなくて、近くのじいちゃんばあちゃんたちが預かってくれるちゅうようなところもあるそうです。増えていると、それも聞きますけれども、それはなかなか大変でしょうから、出来たらそういうのを受け入れる形をとってほしい。0歳からとられているちゅうことですから、ありがとうございます。 出産したときには、先ほど9月議会の補正でもございましたけれども、職員の方々が育児休暇ですかねそういうのをされるときに、1日2時間というような形を休暇が取れるけど、今度は年に10日間でしたかね、そういうような職員の中でありました。そこらもうちょっと、もう一遍詳しく分かりますかね、ちょっと今、育児休暇について、通告にありませんけれども。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	水口議員のご質問につきましては、総務課長から答弁させます。
○坪内 総務課長	はい。
○浪瀬議長	坪内総務課長。
○坪内	水口議員のご質問にお答えします。育児休暇のことでよろしいですか。育

総務課長	<p>児休暇は5日間取得できる有給の休暇でございます。育児休業につきましては無給の休暇になりまして、原則1年間なんですけれども、最大2年まで延長することができます。</p> <p>先ほどおっしゃった1日2時間以内っていうのはですね、部分休業という別の休暇でございまして、それにつきましては、もう10月1日施行の、昨日の条例改正のほうで言いますと、現行は1日につき2時間以内です。改正になりましたら、1年間において10日間ですね、それを取得できるということになっている、これにつきましても無給ということでございます。以上です。</p>
○浪瀬議長	<p>水口議員ちょっと質問がですね、ずれてるような感じがありますので、本題のほうに戻して質問をしていただきたいと思います。</p>
○9番 水口議員	<p>はい。</p>
○浪瀬議長	<p>水口議員。</p>
○9番 水口議員	<p>分かりました。一応、人口ビジョンに対するどういう取組をしていくのかということ聞いたわけですから、ちょっとくどいですけど。</p> <p>それではですね、今おっしゃったけれども、こういった形を持って行って、出産とか子どもを増やして、私は30名という形で質問させていただきましたから、そういう長い質問になりました。ありがとうございます。</p> <p>それではですね、ゼロカーボンの取組、重点課題に5年間で町内電力需要の10%削減とあります。こういったときに、どういう形で10%をされるのか、公用車の、例えば、自動車の電気自動車に切り替えるっっちゃうような活動計画も提示されております。そういった形で、何台電気自動車に変えて、そういった充電施設っっちゃうのをどう考えているのか、お聞きいたします。</p>
○新田町長	<p>議長。</p>
○浪瀬議長	<p>新田町長。</p>
○新田町長	<p>水口議員のご質問にお答えします。まず、役場内における、走行中の二酸化炭素排出削減と災害時の非常用電源を確保するために導入しております、公用電気自動車は現在1台となっており、給電設備につきましては、総合交流センターのピロティ内に4台分設置しているところでございます。また、同様の機能とまではいきませんが、プラグインハイブリッド車を1台と通常のハイブリッド車を2台導入しております。</p> <p>それと、この10%につきましてはですね、町内の電力需要を私どもも計算をさせてみました。町内の電力消費と、現在、再エネの発電量を差引きをしましたところ、消費電力のほうがかなり多いというようなことが数字として表れてきておりますので、10%削減というのも非常に厳しい、高い目標値で</p>

	<p>はございますが、いろんな機会を通じて、例えばバイオマス発電の稼働率を向上させたりとか、それから、今やっております断熱ワークショップでの消費電力を低減させたりとか、それから森林機能の強化による二酸化炭素吸収を上げたりとか、そういうようなこともしながら、消費電力、CO2削減等について取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。</p>
○9番 水口議員	はい。
○浪瀬議長	9番、水口議員。
○9番 水口議員	<p>言葉自体が「ゼロカーボン」と言ったら、やっぱり二酸化炭素を連想する話でございますので、自動車もここに言いましたけれども、森林関係の保全も大事じゃないかというふうに思っております。今そういった形でゼロカーボン、二酸化炭素削減を10%ということでございますが、今、需要の問題で、田代のバイオマスは大丈夫ですかね、今、このままゼロカーボンの形で推移していきますか。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>水口議員のご質問にお答えします。今週、私も火曜日に支所に行っております。毎週行っておりますが、ちょっと稼働のほうは、若干低下しています。当初の目標では、大体80%稼働を想定をしながらの電力算出ということでしたが、今、稼働率50%程度というようなことですので、委託事業者とまたしっかりと連携しながら、その稼働率を高めてですね、電力再エネ発電を増やしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。</p>
○9番 水口議員	はい。
○浪瀬議長	9番、水口議員。
○9番 水口議員	<p>ありがとうございました。できるだけですね、稼働率を上げていただいて、消費を抑えてもらいたい。それから、例えば森林伐採も注意していただきたいとお願いいたします。</p> <p>それでは、ここの3番目に、森林伐採が進む中、本町も条例を定め、植林を決行するようになっております。地主さん、管理者の方、そういった経営管理がうまく進んでいますか。これはゼロカーボンの場合でございますけれども、次のこの質問でうまく進んでいるのかどうかをお聞かせください。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。

○新田町長	<p>水口議員のご質問にお答えします。情報提供の機会を創出し、再造林を推進するために、令和5年度に制定しました「錦江町森林の整備保全に関する条例」は、県内初の取組として注目を集めました。再造林率は令和5年度の30%から令和6年度は35%へ増加し、一定の効果が見られ、森林所有者の再造林への意識も高まりつつございます。これは森林環境税を活用して、令和6年度から新たに開始した、造林下刈り等に対する町単独の補助金も寄与しているものと思われます。</p> <p>造林及びその後の森林の管理はうまくいっているのかという趣旨のご質問かと思われませんが、造林や下刈り等の保育管理につきましては、大隅森林組合をはじめ、町内の林業事業体が森林所有者の意向に沿う形でご尽力頂いているところでございます。このように、現在のところ順調に再造林が増えておりますが、今後、造林面積が増えてきますと、作業員の確保なども課題になってくることから、森林組合や事業者をはじめ、関係団体と連携しながら、持続可能な森林づくりに向けた施策を進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。</p>
○9番 水口議員	はい。
○浪瀬議長	9番、水口議員。
○9番 水口議員	<p>造林ということで、森林組合との連携もございますが、苗不足というような声も、供給不足を聞いたりしますけれども、そこらは連携を取って早めの造林それを進めていってほしい。やはり今後、台風が来たり、線状降水帯というような来ますと、なかなか災害を起こしやすい状況でもございます。そこらは続けてやってほしいと思います。</p> <p>それから、今、私は林業の成長産業化は積極的に取り組むというような形で、ドイツ並みの木材需要に誘導支援ということがありますが、これは多分、町長のほうから前もございましたとおり、住宅に地元の材料を使うんだというような話も聞きましたけれども、この点につきましては、振興計画の中で具体的にはどういう計画がえられるのか、お聞きいたします。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>水口議員のご質問にお答えします。総合戦略の中に、ドイツ並みの木材需要に誘導支援というような記載をさせていただいております。</p> <p>ドイツでは古くから計画的、科学的な林業経営が行われ、世界的にも林業の先進国とされており、日本もドイツの制度や技術を参考に林業政策が進められてきました。ドイツの林業の特徴は、持続可能性、多機能性、地方分権、市民参加に重点を置いた、高度に整備されたシステムを有するところでござ</p>

	<p>います。地域的な条件は異なりますが、本町でも、次の視点を参考に森林施策を進めてまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>まず1番目に、木材生産だけでなく、森林が持つ環境保全、防災、地域文化、教育などの多様な機能を生かしていきたい。それから、地域住民や他業種の方々も参加する森林管理。3番目に、木育活動などを通じた地域資源としての森林への関心を高めていく。4番目に、多様な樹種が混在する混交林の形成による災害体制の強化、以上この4つを中心に、森林施策を進めてまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>森林は経済林としての活用だけに目が行きがちでありますけれども、環境保護や国土保全など、議員がおっしゃったように多様な機能を発揮している森林でございますので、林業が持続可能な産業として成長できるよう、今後必要の施策を検討、実施してまいりたいと考えております。以上です。</p>
○9番 水口議員	はい。
○浪瀬議長	9番、水口議員。
○9番 水口議員	<p>ありがとうございます。このようにですね、ドイツ並みという声があったもんですから、錦江町としても山林面積が広いわけですので、それを今おっしゃったとおりに努力してほしいというふうに思います。</p> <p>それから5番目に入ります。5番目は、公共施設活用のごことでございます。コワーキングスペース、サテライトオフィスの提供の推進で、神川中学校跡が、一応、錦江町の窓口ということで、最近のこの状況をですね、ちょっとお知らせ願いたいというふうに思います。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>水口議員のご質問にお答えします。議員もご存じのとおり、平成20年に廃校となった旧神川中学校は、現在地域活性化センター神川として、再活用し、短期間で利用できるコワーキングスペースや企業の地方拠点として活用できるサテライトオフィスの機能を備えた施設となっております。</p> <p>まず、コワーキングスペースの利用実績につきましては、令和6年で、個人、団体を含め、延べ134の方が利用され、リモートワークや会議等で活用されたところです。</p> <p>また、まち・ひと・『MIRAI』創生協議会で取り組んでいる小・中学生向けのキャリア教育事業の開催や、昨年度からは、全国のクリエイター、ものづくりをする方々の地方拠点としての可能性を見い出すための取組を実施しているところでございます。</p> <p>サテライトオフィスについては、平成30年以降、7社が入居し、そのう</p>

	ち2社は退去されたものの、引き続き5社が入居しているところでございます。おかげさまで、今現在、19人の方々が勤務されております。このほか、アプリケーション開発を担う事業者との間で、誘致に向けた協議を現在進めているところでございます。以上でございます。
○9番 水口議員	はい。
○浪瀬議長	9番、水口議員。
○9番 水口議員	今、活動される方がいらっしゃる、そういった中でですね、私は道路からよく見える神川中学校ですので、オフィスの利用、いろんなのは車の駐車に分かるんですが、エーゼロという会社が、今、我々も議員として議会で研修に行きました。岡山県のほうでした。そういった中で、企業誘致、製材、木材を利用した形で、エーゼロが庁舎も木材で作った、そういった形、それから受入れの食事をするそういうところもいろんな公募をして、自然食を利用した地産の農業をした企業が来ておりました。そういうのを見ましてですね、錦江町も今、エーゼロの活動というのはいまうまくいっておりますか。どうですかね、エーゼロ。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>水口議員のご質問にお答えします。現在、サテライトオフィスに入居しているエーゼログループでございますけれども、今年までの3年間でデジタル田園都市国家交付金を活用して、私どもと新たな事業の創出であったりとか、ローカルベンチャースクールということで起業家を誘致したりとか、それから、町内事業者向けに経営セミナーを開いたりとか、いろんなことをやっていたいております。したがって、昨年のローカルベンチャースクールでは2名の職員を、地域おこし協力隊の制度を活用して採用いたしまして、4月からですね活動してもらっております。移住者の方々がどういうふうには、移住者だけではございませんけれども、自分がやりたいことを事業化するかということの支援等をやっていたいておりますし、町内外への錦江町の取組の情報発信等々についても支援をさせていただいているところでございます。</p> <p>ちなみに、今月9月21日には、全国から鹿児島島に、新しく業を起こす方々であったりとか、中間支援法人とか、そういう方々が「さつま会議」というのでお越しになります。鹿児島市を中心にされますけれども、その2日目にこの錦江町にもお越しいただいて、錦江町が今取組んでいる地方創生の取組、そういったお話等をさせていただき、そういったサポート等もしてもらっているところでございます。以上です。すいません。9月の22日でした。</p>

○9番 水口議員	はい。
○浪瀬議長	9番、水口議員。
○9番 水口議員	<p>そのエーゼロについては、交付金で、一応錦江町で活動されているということでございますけれども、我々も何社か話はあるかもしれないですけども、今、あそこに入っていらっしゃる方で、お茶の販売とかそういう外国にされている方がいます。今回は宿利原のほうで、そういう抹茶ですかね、そういうのを生産するんだと、そういった活気は聞いております。これを言うたら、そういった神川のサテライトとかそういうところで、企業が錦江町で活躍するのを思っておりますんで、ますます努力をしてほしいというふうに考えております。</p> <p>それから、6番目、外国人労働者の受入れ体制、それから支援の仕組みについて、振興計画の中にも掲げてございました。本町で仕事に従事している外国人労働者の、この前説明はある程度あったんですが、今回、どういう職種に何名ぐらいか、その内容をちょっとお知らせ願いたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>水口議員のご質問にお答えします。8月1日現在の数字でお答えさせていただきますが、本町におきましては、105人の在留外国人が居住されており、このうち、本町の産業を支えております技能実習生及び特定技能外国人は77人です。国別で言いますと、インドネシアが22人、ミャンマーが19人、ベトナムが18人、カンボジアが10人、フィリピンが8人となっております。</p> <p>ご質問の外国人労働者の受入れ体制につきましては、日本で習得した技術を母国に持ち帰り広めることが目的の技能実習生は、事業協同組合や商工会等の非営利の管理団体が受入れを行い、技能実習生を希望する参加の組合員等に紹介する仕組みとなっております。</p> <p>また、国内の労働力不足を補うことが目的の特定技能外国人は、株式会社等の登録支援機関が、専門性や技術を持つ外国人を受入れ、人材不足に悩む企業等に紹介する仕組みとなっております。</p> <p>また、外国人労働者の支援につきましては、それぞれの受入れ団体等において、出入国や雇用契約の手続き、日本での住居の確保や生活に必要な各種契約の支援、職場や生活上の相談、苦情等への対応、そして3か月に1回以上の定期的な面談を行うようになっております。</p> <p>次に、技能実習生等が町内で従事している仕事内容につきましては、農業や畜産、食品加工業が多いようですが、最近では、介護施設や医療機関、建</p>

	設業でも増えているところでございます。以上です。
○9番 水口議員	はい。
○浪瀬議長	9番、水口議員。
○9番 水口議員	<p>現在 77 名の方が錦江町にいらっしゃる。そういったときに、我々もいつも思うんですが、そういった方が多いなあというのは感じております。錦江町の主管であります農業については、これはもう本当労働者が少なくなれば、我々やはりこういった方々を望むわけですので、出来たら多くの人をしてほしいと。今、最近、日本人ファーストच्छゆうのような言葉があって、外国人をどうも嫌うような方がいらっしゃるというのは聞いております。だけど、こうして働く人がいない、特に高齢化社会の場合には、介護に対する職員が日本は少ないとそういった感じで、外国人の介護をされる方呼んでいるんだというようなことを聞いております。錦江町にもそういった介護施設がありますから、そういったのでは、一つ、住むところとか、それから環境づくりもやはり行政のほうからも、個人の方が、それは責任はあると思います、その受け入れる方が。だけど、町の行政としても、ある程度、サービスじゃないですけども、そういった思いやりを一つしてほしいと。</p> <p>将来はですね、結婚をされて、女性の方でしたら結婚をされて、ここの言えば住民になるとか、そういうような考えもございますから、できるだけ支障のないような、行き詰まりのないような経営状況に進めていかれたらいいかというふうに思います。今日は、いろいろとこれ振興計画を私はいろいろしたわけでございますけれども、最後になります、こういった計画を担当課長さん、本当に大変ですけども、これを計画、実行をしていただきたい、そして、持続可能なまちづくりを努力してほしいと付け加えて、お願いを申し上げます。質問とさせていただきます。終わります。</p>
	(9番 水口議員 質問者席から降壇)
○浪瀬議長	ここで議長交代のため、しばらく休憩をいたします。再開はおおむね 11 時といたします。
	<p style="text-align: center;">休憩 10:50 再開 11:00</p>
○池田副議長	休憩前に引き続き会議を開きます。次に、11番、浪瀬議員の発言を許します。11番、浪瀬議員。
	(11番 浪瀬議員 質問者席へ登壇)
○11番 浪瀬議員	それでは、通告に従いまして、畜産振興について、町長に伺いたいと思っております。子牛生産農家のせり市出荷頭数は、令和元年累計で1,173頭、本町、去勢メス牛の平均価格は、75万3,000円であり、せり市取引価格は年間で8

	<p>億 8,370 万円でありました。令和 6 年では、出荷頭数は 1,239 頭で、平均価格は 49 万 5,944 円であり、せり市年間取引価格も 6 億 1,447 万 5,000 円まで減少をしております。繁殖経営は本町の基幹産業で、町長も特に力を入れていただいております。今後の展望について数点伺いたいと思います。</p> <p>まず 1 番目に、10 歳以上の高齢牛を淘汰し、更新した未經産牛に対して 10 万円を補助する「繁殖雌牛の改良増進に関する支援」を令和 8 年度以降も継続する考えがあらわれるのかお聞きしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○池田副議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>浪瀬議員のご質問にお答えします。繁殖雌牛の改良増殖に関する支援につきましては、ご質問にありますとおり、10 歳以上の高齢繁殖メス牛を淘汰し、未經産牛への更新を行った肉用牛繁殖農家に対し、1 頭当たり 10 万円を助成する繁殖雌牛改良増殖物価高騰支援対策事業を実施しているところでございます。</p> <p>現在、本町で飼育されている 10 歳以上の高齢繁殖雌牛は 398 頭で、全体の 25%を占めております。また、繁殖雌牛の平均分娩間隔は 399.7 日ですが、高齢繁殖雌牛においては、平均 418 日で生産率の低下の要因になっているところもございまして、高齢の繁殖雌牛から生産された肉用子牛につきましては、12%程度安い価格で取引される傾向が顕著であることから、この事業を実施しているところでございます。</p> <p>高齢繁殖雌牛を若い優良な雌牛に更新することは、妊娠率を高め、より短い分娩間隔での子牛の生産が期待でき、出産時のリスクも軽減できます。また、生産性向上の効率化により経営全体の経費節減や収益性を向上させることも期待されております。</p> <p>このことから、ご質問にありますように、令和 8 年度以降についても、本町の肉用牛の安定的な生産基盤が維持できるまで継続するよう検討してまいりたいと考えております。以上です。</p>
	(新田町長 降壇)
○11 番 浪瀬議員	はい。
○池田副議長	11 番、浪瀬議員。
○11 番 浪瀬議員	<p>今、町長から結果はいただいたわけですが、そもそもですね、新田町長になられて、令和 5 年 1 月 1 日付けでですね、錦江町肉牛生産農家支援対策事業ということで、母牛と育成牛に 1 頭当たり 5,000 円の支援をされて、その当時ですね、物価高騰もあり、飼料も相当上がりまして、この対策がで</p>

	<p>すね、その時は、当時は本当に農家としては、飼料代になったりして、それから種代かれこれになったりしてですね、大変喜ばれて助かったのではないかなと思うんですが、でも、また継続的支援を行うということで、淘汰事業に切替えをされてですね、国庫で 10 万円、町の一般財源から 10 万円の 20 万円の補助ということでですね、畜産農家にとっては大変ありがたいことでもありますけれども、今の時点では、国庫の 10 万円がどうなるのかはまだ決定はしていない状況だと私は思ってるんですが、その辺の見通しは、町としては何かありますか。</p>
○新田町長	議長。
○池田副議長	新田町長。
○新田町長	<p>浪瀬議員のご質問にお答えします。議員もご存じのように、これは物価高騰対策というような緊急事業でございましたので、現段階で私が知りうるのところでは、国の更新事業に対する助成というのはなくなるのではないかなというふうな感じはしております。ただし、先ほどの答弁をいたしましたように、8 年度以降もこの事業は実施したいというふうに思っているのも、何らかそれに代わる物価高騰対応ではなくてですね、何らかこれにかわる事業がないものか調査をさせてみたいと思います。以上です。</p>
○11 番 浪瀬議員	はい。
○池田副議長	11 番、浪瀬議員。
○11 番 浪瀬議員	<p>ありがとうございます。農家にとってはですね、なかなか子牛の価格が安い中で、またできれば少しでも良い血統の親牛を入れたいと思うのが当然であって、そういうことによってやはり経営基盤がですね強化していくし、肉牛の生産農家の所得向上を図るということでもありますので、淘汰事業の支援が半分になるということはですね、農家にとっては大変な 10 万円ありますので、その辺はですね、何らかの形でしていただければなあと思っております。いいのをできるだけ見つけていただいて、国庫の物価高騰に変わる品があればですね、幸いと思うんですが、努力をしていただければありがたいなと思っております。</p> <p>それで、8 年も 8 年以降も続けていくということですので、当分の間は町としては、これをある程度の農家が安定するまでは続けていくんだという考え方でいいということでしょうか。</p>
○新田町長	議長。
○池田副議長	新田町長。
○新田町長	浪瀬議員のご質問にお答えします。だから当分の間ということでございますね、いつまでその安定するかというところは見通せないわけではご

	<p>ございますが、ただ私どもが今、畜産経営に求めているのは、より軸足基盤の強い畜産経営を作っていきたい。次の質問等であられますけれども、やはり、これまでの経験とかそれだけではなかなか太刀打ち行かなくなってきました。したがって、いろんな成分分析ですとか、いろんなデータに基づいたりとか、例えば人件費を削減するためのロボットの導入だとか、そういう経営全体としての足腰を強くすることが1番最優先だというふうに思っております。</p> <p>ただし、とは言ってもですね、子牛の繁殖農家が多いわけなので、その方々が、現在の、今年は例年からしますと子牛の平均価格は上がっておりますけれども、ある程度の再生産ができるところの一応ところまでは、ある程度の目途をつけながらですね、そういった基盤作りと、こういった一方の支援を続けてまいりたいと考えているところでございまして、いつまでということとはなかなか申し上げられないところではございますが、とにかく足腰の強い畜産経営を求めてまいりたいと思っております</p>
○11番 浪瀬議員	はい。
○池田副議長	11番、浪瀬議員。
○11番 浪瀬議員	<p>1番目の件はですね、よろしくお願いをいたします。</p> <p>2番目に入るわけですがけれども、町内産の優良雌牛の改良増殖支援の今後の継続と、子牛品評会での郡の保留牛については、自家保留の場合でも対象牛にすることはできないかということでございます。</p>
○新田町長	議長。
○池田副議長	新田町長。
○新田町長	<p>浪瀬議員のご質問にお答えします。町内産優良雌牛の改良増殖支援としまして、本町では、優良雌牛改良増殖更新事業を行っているところでございます。</p> <p>内容につきましては議員も申されましたように、生産率及び子牛の商品性が低下している高齢繁殖牛の淘汰を行い、本町の肉用牛改良増殖を図ることを目的として、町内で生産された雌子牛の導入を行った肉用牛繁殖農家に対し1頭当たり5万円、畜産振興会を通じて助成するものでございます。</p> <p>助成の対象牛は、子牛せり市前に開催される子牛品評会で出品された優等以上の雌子牛としておるところです。優良繁殖雌牛を確保することにより、子牛の生産の効率化が図られ、安定的な子牛の生産や価格の維持が期待されることから、担い手農家の育成と併せ、今後も継続していきたい事業と考えているところでございます。また、ご質問にございますように、郡保留牛は子牛品評会で優等以上に評価のある生産素牛であることから、自家保留した</p>

	場合も助成対象牛にすることは望ましいと考えておりますので、担当課と協議しながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。以上です。
○11 番 浪瀬議員	はい。
○池田副議長	11 番、浪瀬議員。
○11 番 浪瀬議員	ありがとうございます。優良牛も導入牛じゃないと 5 万円の助成はもらえないんですが、優良牛と違って郡のですね保留牛になると、これはもうなかなか難しい頭数であります。ここ聞いてみますと、3 か月 4 か月は錦江町から 1 頭も出ていないし、1 年間でですね、数頭の世界でありますので、これがせりに出して、本人にしなければ、他町から取られるという可能性は多いわけですね。今回、田代の方がせり市に出されて、中野さんが鹿児島 1 になったのもそれでございますので、やはり優良牛はともかくとしてもですね、町内産の郡の保留牛はどうしても町内で確保するという意味においてもですね、やっぱ本人にした場合でも、5 万円の助成金を頂けるということになれば、よし、そんならもう売るよりかも、家で育てようかと、ほいで、日本一を目指そうかと、畜産の町ということですね、なっていくと思いますので、これは導入を、導入というか郡の保留牛も対象にさせていただけるということによろしいわけですね。
○新田町長	議長。
○池田副議長	新田町長。
○新田町長	浪瀬議員のご質問にお答えします。基本的にはですね、非常に繁殖素牛をしっかりと確保するという点からしますと、重要なことであるというふうに思っておりますので、担当課と協議してまいりたいというふうに先ほど答弁した次第です。 今回の秋の共進会においても、自家保留の牛が、町内産の牛がですね、散見されるようになりました。やはりこれは時間のかかる事業でございますので、そういったことを優良牛を確保しつつ、生産基盤を高めていくっていう上からしますと、重要な事業であるというのは重々認識しておりますが、この場で、それを大丈夫ですということではなくてですね、私どもとして担当課、関係機関とも協議しながら進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。
○11 番 浪瀬議員	はい。
○池田副議長	11 番、浪瀬議員。
○11 番 浪瀬議員	今回の共進会においてもですね、大根占にしても田代にしても若い方が頑張ってください、今度 10 日の日ですかね行われる郡の共進会にも、若い

	<p>人たちの牛が出て良い成績を収めることだろうと思ってるんですが、やはり町長が言われるように、畜産の基盤強化という面ではですね、どうしても良い雌牛が残らないことにはですね、なかなかそれも達成できないのかなあと考えておりますので、ここで答えを問いませんけれども、やはり担当課でですね、いろいろ協議をしていただいて、若い人がやる気を出せるような方向性でですね、していただければありがたいなと思います。</p> <p>それから3番目にですね、ルジグラスの件でございます。高栄養化粗飼料増産実証に関する支援においてですね、新たな品種のルジグラスを作付けをして実証作付けをされましたが、ルジグラスに対する種子代が本年度までだったと思うんですが、来年以降の考え方をお聞きしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○池田副議長	新田町長。
○新田町長	<p>浪瀬議員のご質問にお答えします。本町では、濃厚飼料や購入粗飼料の高騰対策として、ご質問いただいたように、令和5年度から高栄養化粗飼料増産栽培実証に取り組んでおります。</p> <p>今年度から、より栄養価が高く、栽培管理が比較的容易であるルジグラスという草をですね、実証対象品目に選定したところでございます。肉用牛にとって粗飼料は健康維持、消化促進、増体、肉質向上に不可欠であり、高栄養化で良質な粗飼料の自給率の向上を図ることは生産性向上につながります。この実証栽培において、栄養成分調査、収量調査、栽培コストの調査、牛の食いつき具合等を調べる嗜好性調査等を行いながら、本町における粗飼料の作付体系の確立を進め、生産費の低減化を目指していきたいと思っております。</p> <p>ご質問ございましたように種子代金の助成については、調査結果をもとに、有用性を見極めながら、現在は県の事業で、地域資源フル活用飼料増産対策事業という事業で、40万円畜産振興会に助成をしておりますので、そういった調査結果を見極めながら、今後については考えてまいりたいというふうに思います。</p>
○11番 浪瀬議員	はい。
○池田副議長	11番、浪瀬議員。
○11番 浪瀬議員	<p>ありがとうございます。7年度はですね、大根占地区、田代地区で4,000aの試験栽培をされて、まだはっきりとしたアンケートの調査結果も出てはいないということなんですけれども、良いという評価を受けていると。夏草にしてはですね、非常に良いということですね。</p> <p>それにトウモロコシもなんですけれども、トウモロコシの場合はですね、</p>

	<p>機械が大型化して農家1軒の農家自体ではですね買えるような金額じゃなくて、ロールまでの一体化した、私も見に行きましたがコンバインみたいなやつで刈っていくんですが、あれが約3,000万ぐらいすると。ほいで、それを運ぶためにはまた運搬車も買わないかんという中でですね、この夏草のルジグラスはですね、機械も買わなくて、もう既存の機械で植付けから植付けちゅうか種まきから収穫までですね、できると。それに1回植えれば最低3回はですね、切れると。イタリアンと一緒にみたいに、出てきて3回はしかなるといことなんですが、種代がですね、反当たり6,600円かかるということで、今、ここに資料をもらってるんですが、大根占地区にしてもですね、田代地区にしても後継者の若い人たちが試験的に植えて、これが良いということになればですね、多くの皆様にですね農家の皆さんに作っていただきたいという考えであるみたいですのでですね、その辺はまたここでどうのこうのっていうことじゃなくてですね、検討していただければなあと。</p> <p>今回の今年の米不足の関係でですね、WCSの契約面積が減少するんじゃないかと。そういうことになればですね、なお一層、この夏草が簡単に植えられるのかなあという、農家の人たちも話をしておりますので、どうかその辺はまた検討していただくということでよろしいんでしょうかね。</p>
○新田町長	議長。
○池田副議長	新田町長。
○新田町長	<p>浪瀬議員のご質問にお答えします。議員おっしゃるように、夏草の確保というのは非常に重要でございます。なぜ私どもが今回ルジグラスの実証栽培に着手したかといいますと、WCSの問題だけでなくですね、夏草をしっかりと食べさせることによって、牛の肉質であったりとか、成長であったりとかそういった結果が出ております。これはルジグラスを検証した結果ではなくて、昨年2月にですね、今、代謝プロファイルテストという、2月18日ですね、青刈りトウモロコシの飼養をしながら、通常の粗飼料や濃厚飼料なんかを食べさせながら経営をしていらっしゃる5農場を対象に私どもも代謝プロファイルテストという血液検査の検証会をしました。そうしますと、やはり夏草がしっかりと給餌されていないというのは、やっぱりホルモンのバランスだったり、血糖値だったり、たんぱくだったり、そういった部分で、ここが弱くなってるねという獣医さんのご指摘もございましたので、やはり年間を通して草をしっかりと給餌する、粗飼料をしっかりと給餌しながら、濃厚飼料と合わせていかないといけないねというのは、農家さん、それから我々行政との共通認識でございます。</p> <p>したがってこのルジグラスというのが、夏草の重要な品目であるというのは私たちも考えておりますので、日に強かったり、それから雨等が降らなく</p>

	<p>てもですね、耐乾性があったりというような性質のものでございますので、ここの実証を積み重ねながら、農家さんの草の栽培管理等もしっかりと報告をいただきながら、これを夏場の夏草としての重要な品目に据えていきたいというような考えを持っているところでございます。以上です。</p>
○11 番 浪瀬議員	はい。
○池田副議長	11 番、浪瀬議員。
○11 番 浪瀬議員	<p>今、町長が言われるようにですね、濃厚飼料の場合は、たんぱく質や炭水化物、脂肪分ということでありますけれども、やっぱり粗飼料の牧草、藁、サイレージなどはですね、筋肉、脂肪を作る繊維質が多いものですね、牛にはやっぱり求められているわけですので、そこでですね、町長、やはり良いということになれば、皆さんが作ればですね、畑もちょっとどうかなあというところが、畑ちゅうかですね、畑が大変必要になってくると思うんですが、今、畦畔を除去する小規模農地整備事業、これはですね本当農家の方々から喜ばれておりまして、トウモロコシを今まで作ったりしてたんですけども、やはり電線を張らないと、もうイノシシの餌を作ってるのと同じやと、収穫がもう本当ないという状況でもあるわけですよ。</p> <p>そういう中でですね、この補助金を頂いて、整地をして、ほいで、もう今、1反の畑やったのが周りを借りたりして、4反、5反、1枚でトラクターを入れたりして、労働力も減るし大変喜ばれております。そういう中で、若い人たちもですね、やはり放棄地を見るのが農家としては忍びないということで、モアで刈れるような場所の荒地地はいいんですけど、やっぱり竹が生えてきたりですね、木が大きくなったりしたところは、大型機械を、ユンボとかショベルとかそういうのをですね入れないと、やはりもう伐根できないというところもあると。そういうところに関してはですね、ちょっとそういう重機を入れて、オペレーターを頼んでというような補助はできないのかという相談がありまして、今、町長の考えを伺おうかなと思ってるのかなんですが。</p>
○新田町長	はい。
○池田副議長	新田町長。
○新田町長	<p>浪瀬議員のご質問にお答えします。今、浪瀬議員がおっしゃったのは、畦畔除去等の小規模の整備事業だったと思いますが、やはり連たんする、連続するですね、農地をもう少し大規模に農地整備をしていきたいというようなことのご要望があるっていうのは重々認識しております。</p> <p>現在、令和4年の4月から機械借上料の90%以内、補助上限100万という農地整備事業を準備してございます。ですので、ぽつっとその1つの圃場を何とかしたいというのではなくて、そういう耕作放棄地であれば周辺の農地</p>

	も荒れてる可能性もございますので、まとめてそれを農地整備というこの事業にもっていかれば、恐らく上限 100 万というところの事業の 90%補助ですので、これはなかなか活用がしにくいというお話はありますけれども、そういったところの活用もご検討いただければありがたいと思います。以上です。
○11 番 浪瀬議員	はい。
○池田副議長	11 番、浪瀬議員。
○11 番 浪瀬議員	<p>ありがとうございます。私も回ってですねそういう意見があったので、それを農家の方々が周知をしておられるのかどうか分かりませんので、また機会があったらですね、その辺も農家の皆様に、ここは畜産ばかりじゃなくてですねほかの農家の人にもですね、お伝えをいただければありがたいかなと思っております。</p> <p>次に、繁殖業管理マニュアル実証事業の調査結果はどうであったか、お聞きしたいと思います。1 番目でですね町長もちょっと触れられましたけれども、よろしくお願いします。</p>
○新田町長	はい。
○池田副議長	新田町長。
○新田町長	<p>浪瀬議員のご質問にお答えします。繁殖牛管理マニュアル実証事業につきましては、曾於共済組合、臨床検査研修センター、獣医師のご協力をいただきながら、繁殖牛の代謝プロファイルテストというウェブテストですね、牛の血液検査となりますが、それを実施しているところでございます。</p> <p>この代謝プロファイルテストとは、繁殖牛の栄養状態や健康状態を血液検査によって評価する方法で、令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間で 360 頭の母牛を対象に実施を計画しているところでございます。</p> <p>1 年目の令和 6 年度には、6 経営体 120 頭を対象に、たんぱく質代謝、エネルギー代謝、肝機能、ミネラルやビタミンの栄養状態の 5 つの項目について、血液検査を実施したところでございます。その他にも体格測定、給与飼料のチェック、獣医師や生産者からの聞き取り調査も実施いたしました。調査の結果は獣医師や生産者に集まっていただき、先ほど申し上げましたように、今年 2 月 18 日に報告会を開催し、たんぱく質やミネラルの栄養素の過不足、肝機能低下、エネルギー不足などの数値を用いて、給与等の改善方法をお伝えしたところでございます。外見上、健康な牛、標準的な牛でも、このプロファイルテストを実施することで、外見だけでは発見できない僅かな代謝などの乱れを検出し、飼育管理の改善対策を講ずることができました。今後、繁殖牛の健康維持や生産効率の向上が図れるよう検査結果を検証</p>

	し、本町独自の給餌マニュアル化を目指すため、引き続き実証事業を行いながら、肉用牛繁殖農家の所得向上が図られるよう取組んでまいりたいと思います。以上でございます。
○11 番 浪瀬議員	はい。
○池田副議長	11 番、浪瀬議員。
○11 番 浪瀬議員	<p>曾於市の共済組合の先生方をお願いをしてお、やはり曾於市の畜産なのか、検査キットかれこれが非常に高いということで、まだ、肝属共済組合にはですね導入をされていないという状況だということで、話によればですね、これをするによって、栄養価のいいところと足りないところが出てきて、もうこれは濃厚飼料は減らしてもいいですよとかいうのが出てくるわけですので、やはり、飼料高騰の中ではですね、大分助かってくるとか、それからやはり良い牛をですね、みんなが求めている良い牛を作るためには血液検査をして判断をしていくのは、すごく良いという話でありました。</p> <p>年に2回ですね、1頭の牛から年2回半年に1回でしようけれども検査をして、前はこうだったけれども、今回はこうだったということでですね実証実験をされているようであります。これは今、町長が言われるようにですね、畜産農家の所得向上のためにはですね、見えない部分が見えてくるということですので、継続していただければと思うんですが、年間120頭対象にされてるわけですけども、農家費用がですね全額助成ということで、これが6年から来年の8年までがそうですけれども、その後をですね、どのように考えていらっしゃるのか。全額じゃなくてもですね、2分の1とか、3分の1とかですね、検討していく考えがえられるのかですね、ちょっとお聞きしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○池田副議長	新田町長。
○新田町長	<p>浪瀬議員のご質問にお答えします。ここで1頭当たりの検査費用等はですね、ちょっと他の自治体等の関係もでございますので、ちょっと発言を控えさせていただきますが、ある程度の金額がすることは然りです。</p> <p>ただ私としましては、まずはこの血液検査をすることによって、自分が経営上これが正しいというふうにして飼養管理しているが、そこで粗飼料だったり濃厚飼料だったり、それをこれだけやって、これはもう飼料の計量からやりますので、それをして血液検査をし、その半年後に先生方との協議の中で飼養管理をこういうふうに変更していきましようねというようなことで、した結果を今度は見るということですので、非常に大事な農家さんの技術の蓄積になっていくものでございます。</p>

	<p>ただ、今回は私ども8年度までの集中的な実証事業として捉えておりますので、今後につきましては、今は物価高騰対応もあつたりし、先ほど申し上げましたように生産基盤をどういうふうにするかというところでの、全額、畜産振興会への助成をしておりますが、今後については、いくばくかの負担はしていただきたいというふうに思っています。ただ、それが幾らになるのかというのは、今後の成果を踏まえて、例えばそれを対面でやる方式から、今度はもう少しスマート農業をかましてですね、やり方を変えていって、獣医師の先生方の負担も軽減しながら継続していきたいというふうに思っておりますので、負担の割合等については、また今後検討してまいりたいと思います。以上です。</p>
○11番 浪瀬議員	はい。
○池田副議長	11番、浪瀬議員。
○11番 浪瀬議員	<p>ありがとうございました。冒頭でも言いましたようにですね、農家の畜産農家の若い人たちもですね、今大変ですけども、頑張っていきたいと。それに対してですね、町長も特に力を入れていただいているということでですね、その気持ちはありますので、今後、一生懸命頑張る良い産地づくりをですねしていかれることと思いますので、また今後ともですね、ご支援をいただければありがたいなと思って、私の質問を終わらせていただきます。</p>
	(11番 浪瀬議員 質問者席から降壇)
○池田副議長	ここで議長交代のためしばらく休憩いたします。再開はおおむね11時45分といたします。
	<p style="text-align: center;">休憩 11:35 再開 11:45</p>
○浪瀬議長	休憩前に引き続き会議を開きます。次に、2番、城下議員の発言を許します。2番、城下議員。
	(2番 城下議員 質問者席へ登壇)
○2番 城下議員	<p>それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思います。成年後見人は、ご存じのように、入院時の保証人になることができなかつたり、通院への同行ができないというような身元保証人支援が必要なときに、対応ができないということで、幾つかの難点がある、6つほどの難点がございまして、できないことが。それで町民の方にですね、先日行われました成年後見人の研修のときに、「自分は真面目に仕事をして、親族の面倒もいろいろな人を何人も見てきました。それでも、自分が必要なときに入院の保証人になつたり、病院へ連れて行ってくれる人がいない。」というような悲嘆にくれたような話を耳にすることになりました。町の支援をですね伺いたいと思いま</p>

	す。よろしく申し上げます。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>城下議員のご質問にお答えします。人口減少、高齢化、単身世帯の増加等により、地域社会から孤立する方々や、身寄りがいないことで生活に困難を抱えている方々が増えており、地域共生社会の実現を目指す上で、権利擁護の必要性がなお一層高まっているところでございます。</p> <p>本町では、社会福祉法人肝付町社会福祉協議会と大隅地域成年後見センターの設置及び運営に関する協定を締結し、同法人に財産管理、施設入所時の手続、消費者被害や虐待などの相談業務を委託しているところでございます。</p> <p>同センターは、成年後見センター・リーガルサポートや社会福祉協議会と連携して対応しており、令和6年度では10件の相談があったところでございます。成年後見人が取り組める主な支援内容は、議員もおっしゃったように、預貯金・年金・不動産などの財産管理や、本人の生活や医療・介護に関する契約などの身上管理などに限られ、婚姻・離婚などの身分に関する行為、手術などの医療行為の同意、身元保証人・身元引受人などについては対象外とされているところでございます。病院等の医療機関での身元保証人につきましては、医師法に「医療に従事する医師は、診療治療の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んにはならない」という規定があることから、厚生労働省の通知でも、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際しての身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、同法の規定に抵触するとされているところでございます。</p> <p>本町におきましては、現在、身元保証等を行う事業はございませんが、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会と連携しながら、個別の状況や本人の意向を確認し、親族や関係機関等の相談・調整を行い、入院等に繋がるよう対応しております。今後も、命に直結する場面で町民の皆さんが困ることがないように、引き続き、関係機関との連携を図ってまいりたいと考えております。以上です。</p>
	(新田町長 降壇)
○2番 城下議員	はい。
○浪瀬議長	2番、城下議員。
○2番	町長がおっしゃられたように、医師は、入院とか手術とかを拒むことはで

<p>城下議員</p>	<p>きないというのは重々承知しており、通念上当たり前のことでございますが、実際に亡くなったときの遺体の引取りとか、そういったことで困ったりとかってというようなこともあるようでございます。</p> <p>町長がおっしゃったように、町内には事業者はありませんけれども、鹿屋市のほうに目を向けますと、数件の事業者がございまして。介護保険外の事業として、当然お金を頂いて、そういうサービスをされているようです。また、シニアサポートっていうことでですね事業されてるところもございまして。身元保証人支援であったり、日常支援、付添いとか、保証人がいない方ですね、それから入院時の身元保証人がいないとか、通院に同行してくれる人がいない、また、葬儀の喪主、納骨を頼める人がいない、緊急時に駆けつけてくれる人がいないということで、錦江町のほうでも様々な地域づくりやサロンとか、いろんなことで隣人の方々との結びつきを深めたりとか、そういうことを進めてきたわけではございますが、実際にそういう方々との結びつきとか、それが苦手な方もいらっしゃるのだなと、つくづく最近思うこともございます。ですから、そういう近隣の方とか、いろんな方々と接したり、サロンの仕組みやいろんなそのことを利用できる人たちはいいんですけども、やはり自分が人に頼めなかったりとか、関わりがなかなか難しいということで、そういうことを頼めない方々もいらっしゃるんだということをですね、痛感したところでございます。</p> <p>このことについては、その事業者がたまたま錦江町はおりませんし、鹿屋市のほうにそういうサービスの提供所があるということでございますが、全国に目を向けますと、そういった事業所のことで、厚生労働省のほうもですね、もう早い段階から平成 30 年ぐらいから、各市町村、県に向けてですね通達を出しているようでございます。そういうことがあったときには、どうしたら良いかということで、市町村や包括支援センターにおける身元保証高齢者サポート事業に関する相談への対応についてというものが出ているようでございます。その時に厚労省が出されたのがですね、「身元保証やお亡くなりになられた後を支援するサービスの契約をお考えの皆様へ」というようなものをですね、厚労省でも出しております。その中で訴えているのが、やはり今、町長が言われたようにですね、「地域包括支援センターへ相談をしてください。また、そういった事業所と契約をする際は、消費者センターへ契約について分からないことをしてください。」というようなことをですね、通知をしているようでございます。</p> <p>ただ、鹿屋市でそういった事業所があるということは、なかなか知れ渡りませんし、町内のお金を払ってそういったことをお願いができる方々はいいいと思います。錦江町のように年金生活者が多かったり、高齢者の独居の方</p>
-------------	--

	が多かったりというような中ではですね、なかなか状況でございますので、そういった仕組みを作れないかなと考えますが、町長のほうはどういうふうに考えられますか。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>城下議員のご質問にお答えします。先ほど申し上げましたように包括支援センター、社協との連携しながら、いろいろ対応調整をしてみたいと申し上げましたが、行政がこの分野でできるのは限界があるのではないかなと。</p> <p>城下議員がおっしゃったように、私もですね、福岡市の社会福祉協議会がサポートセンター事業をされてますので、その資料等も取り寄せていろいろと見てみましたけれども、まずはその社会福祉協議会が窓口にはなりますが、当然契約として預託金を納めていただけないといけないとかそういったことがございますので、行政側から、行政としてこの制度構築については、なかなかいろいろとハードルは高いかなというふうには認識しておりますが、先ほどの答弁にもありましたように、包括支援センターや社協等とも連携しながら、そういった例としての、次のステージへのサポート事業ができないかは、今後も引き続き調査検討も重ねてみたいと思います。以上でございます。</p>
○2番 城下議員	はい。
○浪瀬議長	2番、城下議員。
○2番 城下議員	<p>実はですね、令和6年度に新たな権利擁護施策構築に向けた持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施っていうもので、国のほうで令和6年度の当初予算で1億円ほどの事業を作ったようでございます。これが現在も続いているのか分からないんですけども、1つは実施主体が市町村委託化ということでですね、4分の3の補助率がございます。包括的な相談調整窓口の整備というものと、単身高齢者の包括支援プラットフォームを作るということで、高齢者がコーディネーターに相談をして支援を作るというようなものと、それからですね、総合的な支援パッケージを提供する取組ということで、十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で、生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援をあわせて提供する取組を実施ということで、日常生活に加えて身元保証を代替する支援や、死後の事務支援をパッケージで提供するというところで、これはですね市町村が</p>

社会福祉協議会等の団体に補助や委託をして、委託を受けたところが実施報告をするというような事業でございます。本人に寄り添った意思決定の支援ということで、これは身寄りのない高齢者等が対象になってくると思うんですが、身元保証を代替する支援、入院・入所時の手続支援、緊急連絡先の指定の受託、緊急時の対応等、また、日常生活支援ということでは、例として、介護サービス等の手続代行、公共料金の支払代行、生活費の管理・送金、印鑑・証書・重要書類の保管等、また死後の事務支援ということでは、病院等の費用の精算代行、遺体の確認・引取り、居室の現状回復、残存家財・遺品の処分、葬儀・納骨・法要の支援ということで、これまでほとんどできなかったこともですね、国の厚労省のほうで踏み込んで事業を考えたようでございます。これについては4分の3の補助ということで、今年度もあるか分からないんですけども、高齢者等の終身サポート事業ガイドラインというものもございますので、そこら辺をですねまた確認をしていただいて、そういう補助事業に手を挙げていただければいいのかなと思うんですが、やはり今まで独居老人、80歳以上の家族しかいらっしやらないところにはですね、民生委員の方々から、その方のかかりつけ医とか緊急連絡先とか、いろんなものを記入するようにして玄関に置いてくださいということをお願いをしておりました。この事業もまだ継続をしているのか分からないところですが、先ほどの医者が身寄りのない人のはできないと拒むことはできないというようなのがありましたが、身寄りがいない人への入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインということで、山梨大学の大学院の研究部の医学部社会学講座というところでですね、研究者代表ということで文献がありました。その中のまとめでございますが、支援シートなるものをですね作っていらっしやいます。支援シートっていうのは、入院のときのIDですね、それから名前があって、その方の緊急連絡先に関すること、入院中に必要な物品の準備に関すること、入院費等に関すること、退院支援に関すること、死亡時の遺品の引取り、葬儀等に関することということで、支援シートなるものを作っていらっしやいます。それをですねまとめてあるんですけれども、それには名前、団体名、病院の担当部署、患者との関係、連絡先、電話番号、備考というようなものはですね、支援シートということで使ってくださいというようなことでですね、研究のまとめにされているようでございますので、会議のときにでも、その連携会議があると思うんですけれども、会議のときにでも、病院とか、そういったところとですね、社協、いろんな事業所がありますので、そういったところと連携をして、こういったシートの導入も今後の役にも立つのではないかなと思いますので、一応、これで質問を1番のほうは終わらせていただきます。

	<p>続きまして、新田町長が、今年度、任期満了を迎えられます。任期満了につきまして、いろいろな目標を立てていらっしゃったと思うんですけども、公約ですね5つの公約があると思いますが、簡単な進捗状況について伺いたいと思います。また、特に3番目、高齢者・障害者の元気ということで、健康寿命を延ばす地域見守り型の福祉の実現ということでのことまで併せてお願いいたします。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>城下議員のご質問にお答えします。私が町長就任の際に、新しい錦江町づくりの政策実行宣言として、「人がつながり、小さな幸せを積み重ね、人に投資するまち」をビジョンに掲げ、働く世代の元気、子どもの元気、高齢者・障害者の元気、自然・環境の元気、地域の元気、この5つの元気の実現に向けて、これまで取り組んでまいったところでございます。この5つの元気には31の事業がございまして、それぞれ4年後の数値目標を設定し、半年ごとに進捗状況を把握するとともに、全職員への情報共有と目標を達成するための取組を行ってきたところでございます。</p> <p>現在の進捗状況につきましては、本年6月末時点において、政策として掲げていた全31事業の全てに着手しておりますが、そのうち、成果目標を達成したものが17事業、数値目標に届かなかったことなどを理由に未達成と判断したものが14事業となっているところでございます。今年是我が掲げた政策実行の最終年度でありますことから、引き続き政策実現に向けた取組を強化してまいりたいと思います。</p> <p>それから、議員が後のほうでおっしゃられた、特に助け合いと高齢者・障害者のまちづくりの中で、やさしい町づくりについてというようなことでございますけれども、この5つの元気の公約の中に先ほど申し上げましたように、高齢者・障害者の元気を掲げて、助け合いと高齢者にやさしい町づくりを目指してきました。全ての町民が理解し助け合い共生している地域社会の実現に向けて、地域包括ケア体制の構築を進めているところでございます。</p> <p>具体的には、まずは下駄履きヘルパー制度の導入につきまして、地域ぐるみで支え合う仕組みづくりを社会福祉協議会やシルバー人材センターあたりと連携して検討を行っており、これまで3つの組織が活動いたしております。</p> <p>次に、あいのりタクシーの導入につきましてですが、コロナ禍において、移動手段のない高齢者や障害者の方々が移動手段の確保がなかなか難しいということが想定されましたので、マイナンバーカードを活用した実証実験を令和4年から令和5年度にかけて実施し、令和6年度から本格運用を開始</p>

	<p>したところでございます。</p> <p>また、マイナンバーカードを活用した高齢者への健康増進支援の事業としまして、令和7年度から保養所利用券及びはりきゅう利用券の電子化につきまして、実証実験後に本格実証を今年度からしたところでございます。</p> <p>加えて、高齢者のスマホ相談教室につきましても、高齢者等のデジタルリテラシーの向上を図るために、令和4年度から相談教室を開催し、参加した多くの高齢者の方々から、気軽に相談できて助かっているとか、親切丁寧に教えてもらったなどのお声をいただいているところでございます。</p> <p>さらに、認知症対策につきましては、認知症の方が生活しやすい錦江町づくりを目指し、令和3年度から普及啓発、認知症カフェ、町づくりの3つの柱で、認知症フレンドリーコミュニティの構築に向けて取り組んでいるところでございます。今後も引き続き事業者等と連携を深めながら、これらの事業、それぞれの事業の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。</p>
○2番 城下議員	はい。
○浪瀬議長	2番、城下議員。
○2番 城下議員	簡潔にとお願いをしましたら、本当に簡潔に説明をしていただいたんですが、14事業ほどまだ未着手ということでございますが、事業について具体的に教えてください。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	失礼しました、城下議員のご質問にお答えします。例えば5つの重要テーマがございますので、働く世代に言いますと、Uターン者の受入れ一元化のところでは申し上げますと、窓口一元化はできましたけれども、ここでのKPIが転入者数と転出者数を同数にするというKPIを定めています。そうしますと、現在70名のマイナスでございますので、ここは未達成という判断をしたところでございます。それから、雇用支援組織の整備というところで、政策企画課と産業振興課のほうにさせておりますけれども、例えば、新規就農者をこの4年間で30人確保しようというKPIを掲げておりますが、こういうところは新規就農者の30人確保ができなかったというところで未達成、それから事業継承10件というようなところも掲げておりましたけれどもここもできなかったのも未達成というような個別に未達成を1つでもあればですね、未達成というふうなしているところでございます。それから、現在取り組んでおりますけれども、子育て支援住宅の整備等についても、この4年間で達成するという目標を掲げておりましたので、現在進行中であり

ますが、未達成という評価をしているところでございます。それから次に、子どもの元気のところでございますが、若者の起業、事業継承、ここは働く世代の元気と同じK P Iを取っておりますけれども、新規企業数が 30 件というところが達成できませんでしたというところで未達成としております。それから、教育委員会と協議しながら留学支援というところを検討してまいりましたが、まだ調査段階でございましてこれも未達成というふうにしてます。それから、I C Tワークキャンプ事業ですけれども、これは今年も8月に実施しましたけれども、K P I自身をスマートフォンアプリの開発5件というふうにしていた関係もあって、これは私の目標設定が非常にちょっと高過ぎたかなというところあるんですけれども、3 Dプリンターであったりとか、今年はA Iを使った絵本作りですとか、それから学校のタブレットを使ったゲーム作成とか、そういったのはできてはいるんですけれども、K P Iそのものとしてはスマートフォンアプリであったということで未達成という評価をしているところでございます。それから、高齢者・障害者の元気でいきますと、下駄履きヘルパー制度は3組織作りしましたが、私のK P Iは4組織というところで挙げておられますので、これも未達成となります。それから、社会福祉協議会のヘルパーの確保というところでございますけれども、ここも10名確保したいという、体制を維持するというところで申し上げてましたが、これも現在減っておりますので、5名登録になっておりますのでここも未達成、それから、農福連携の事業導入の支援のところでございまして、雇用システムの構築は、ある程度、大隅ノウフクコンソーシアムとできておりますけれども、それを導入する事業者さんの連携事業所5事業所というのを掲げておりましたので、ここが現在2事業所ですのでこれも未達成となります。それから、自然・環境の元気でいきますと、水源涵養等の森林の寄附制度につきましては、現在まだ制度設計にいろいろと検討を重ねておりますので、先ほど申し上げました森林整備保全条例に基づく関連事業施策はしておりますけれども、この寄附制度はまだ構築できておりませんので未達成としております。それから海の森づくり事業ですけれども、これが川上から川下までの一体化の共創事業による海づくりというところが掲げておりましたけれども、制度設計の段階で、現在まだ未達成というふうにしております。それから地域の元気のところでいきますと、地域づくり計画実践活動の支援ということで、地域づくり計画の策定と実践活動を10件の支援をするということでK P Iを取っておりましたが、地域づくり計画が宿利原・川原・大原というこの3地区にとどまりましたので、これも3件で未達成としております。それから、ふるさと住民の制度の構築ですけれども、制度構築はしましたが、現在K P Iを100名としておりましたが、現在20名

	<p>の登録にとどまっておりますので、これも未達成としております。それから、町の駅設置事業につきましては、町の駅設置事業を実施して、今、増えておりますけれども、8件の事業所しかまだ登録をいただいております。KPIでは10件の登録ということを掲げておりましたので、これも未達成というようなことでそういう評価をしているところでございます。以上です。</p>
○2番 城下議員	はい。
○浪瀬議長	2番、城下議員。
○2番 城下議員	<p>なかなかたくさん事業を目標として、公約をされてきたと思います。ただ事業が、各分野がありますよね、働く世代の元気、それから、子どもの元気、高齢者・障害者の元気、地域の元気、それと、自然・環境の元気ということで、森林の伐採については、うちの町としてはいち早く着手をされたのかなと感じておりますが、ただ非常に事業が多くて、これを実施する職員も大変かなとちょっと感じる場所もありました。スピード感をもって実施をされているんですが、本当にこの事業を町長は厳しく、未達成ということでされておりますが、ただこの言葉とか、そういったものも住民に対して中身が届くのかなということも私感じております。ですので、もし今後また、今、継続をしたいということで手を挙げていらっしゃるようですが、今後また継続をされるのであればですね、町長のお考えと気持ちは非常に分かるんですけども、住民に対して分かりやすい公約とかを伝えていただければ、身近に感じることもできるのかなと。多分、意識の高い人たちは、全国のそういった人たち向けには分かれるところはあると思うんですけども、言葉とかそういったものが、町民の人たちに届かないといけないのを感じておりますので、そこについてはすみません、厳しい言葉になりましたけれども、よろしく願います。</p> <p>それからですね高齢者・障害者の元気ということで、特にお願いをしたいということで申し上げましたが、肝属郡医師会立病院の整備支援、下駄履きヘルパーの制度の導入、社会福祉協議会登録ヘルパーの育成確保、コミュニティーバス路線の再編・拡充、乗り合いタクシーの導入、農福連携事業の導入支援ということで、いろんな事業が掲げられております。この中で、やはり感じますが、社会福祉協議会登録ヘルパーの育成確保ですね。これについては、社会福祉協議会のほうでは生活支援のヘルパーさんを事業を行ってらっしゃいます。やっぱり買物の支援であったりとか、調理をするとか、そういうことの支援をされてるんです。他の事業所については、介護事業所のヘルパーさん派遣になりますので、社協がされてるようなヘルパー事業ではありません。ただ、人員が少ないということで、これに充てるヘルパーさ</p>

	<p>んが非常にいないということですね、多分新規の申込みとかも、実際にされてる方々は少ないんだと思います。実際のヘルパーの派遣について伺いたいところですが、もうこれは省きたいと思います。ただ、社協でしか介護保険該当をしない方々へのヘルパーの支援はできないということのサービスですので、是非これは、今、下駄履きヘルパーということでそこを補ってくださろうとしていると思いますが、なかなかでございますので、できることならば、やっぱり社会福祉協議会の登録ヘルパーの育成であったり確保というのはもう本当に大切なことだと思いますので、支援をするなりですね、育成をしていただいて、町民の方々へ還元をしていただきたいと思います。</p> <p>それから、医師会立病院の整備支援ということで、これまで、今やっと、最初の予定よりは遅くなって、令和9年の後2年近くですね、開業を待たれるわけですが、そうするうちに町内の情勢も変わってきました、病院のですね。先日、1軒の役場の前の病院の先生も亡くなられました。耳鼻咽喉科のドクターでしたので、今後の町の検診とかいرونなところにも影響してくるのではないかと思います。後継ぎの方がどうされるのかまだ分かりませんが、ここら辺も含めてですね、これまで医療介護の姿検討委員会というものをされてきました。ここについて、やはり開業が近くなって町でも巨額を投じてですね、病院の建設を待っているところでございます。この在り方検討会っていうのを、今、予算については1回分ということで、予算措置は何かのときに会議をするためのただの予算措置だけだと考えますが、その会議をまた検討をしていくというようなことは考えないか、さっきのヘルパーさんの育成の件と併せてですね伺いたいと思います。お願いします。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>城下議員のご質問にお答えします。やはり高齢化率が50%近くになっている当町においてですね、いかに安心して暮らしていただけるかというのは大事なことでございます。その中で、自分の住みなれた場所、ご自宅等でですね生活するためには誰かの支援が必要である、それも重々理解しております。ヘルパーさんの募集等についても、社会福祉協議会のほうでもやっているようでございますけれども、介護事業によるヘルパーさんの事業については、議員もおっしゃいましたけれども、報酬の単価が下がった関係もあって全国非常に厳しい状況が続いているというところでございます。ここは引き続き、しっかりと募集活動それから育成活動をしてまいりたいと思っております。</p> <p>それから医療介護の在り方検討委員会につきましては、病院事業というお話が出ました7年前に出ましたときに、やはり病院事業の観点からだけでな</p>

	<p>く、この地域の医療介護全般的にやはり両地域をみる必要があるだろうということによって設置したものでございます。その中で、今、重要分野でございました病院建設が、今、着工進捗しているというところもでございますので、また次のステージです、今後、病院だけでなく必要なことに迫られればですね、またそういった会議を開くことも考えられることかと思っておりますので、現段階では、いついつ何のためにというところは予定はしてないところでございます。以上です。</p>
○2番 城下議員	はい。
○浪瀬議長	2番、城下議員。
○2番 城下議員	<p>町長は今のように、いついつ会議を再開するか分からないということでしたが、これは町の数年前まで行っていた在り方検討会、病院を建設をするためではなくて、この町の介護とか福祉とか住民のための会議でございます。そこをですね早期に見極めていただいて、今後の錦江町の生き方、在り方を含めた会議でございますので、この病院事業というのは町の根幹でございます。なので、開業する前にですね是非とも体制を整えていただいて、介護の関係とか、また、老健の問題を抱えておりますが、いろんな在り方があってこの病院を着手したというふうに考えております。この病院の在り方が、町の今後にかかってきますので、是非そこら辺をですね考えていただいて、診療科であったりとかそういったことを、医師も今お願いをするのにはなかなか大変な状況でございますが、ただいま医師会立病院のドクターは県の派遣とかではなくて、ほとんどが錦江町の医師会立病院の雇上ということで聞いております。そこら辺もありますので、今、良いチーム連携もできていますのでございます。町の今後ですね、診療をすることや住民がどこの病院に、近くの病院で行けるのが年を取ってくると1番本当に楽だなというふうに感じておりますので、是非町の在り方を含めてですね、検討委員会ということで構想を練って着手していただきたいと思っております。お願いします。以上です。終わります。</p>
	(2番 城下議員 質問者席から降壇)
○浪瀬議長	ここで休憩いたします。再開は13時20分からとします。
	<p style="text-align: center;">休憩 12:20 再開 13:20</p>
○浪瀬議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、1番、木下議員の発言を許します。1番、木下議員。
	(1番 木下議員 質問者席へ登壇)
○1番	通告に従いまして質問させていただきます。花瀬プールのことについてで

木下議員	す。1番、花瀬プールはどのような経緯、目的で整備されたのか。また、現在は、観光や子育て支援の中でどのような位置づけでいるのかお伺いします。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>木下議員のご質問にお答えします。花瀬プールの整備につきましては、旧田代町時代に県立自然公園である花瀬公園をできるだけ多くの人に親んでもらい、県民が健全な屋外レクリエーション活動を気軽に行うことができる憩いの広場にしようという目的で、昭和53年度から昭和57年度にかけて、県補助金を活用し、花瀬公園県民自然レクリエーション村として遊歩道やアスレチック施設などを一体的に整備する中で、昭和57年7月に流水プールやスライダープールが完成したところでございます。</p> <p>現在におきましても、花瀬地区における夏の観光の目玉の1つとして、指定管理者制度を活用しながら施設の利用促進を図っているところでございます。以上でございます。</p>
	(新田町長 降壇)
○1番 木下議員	はい。
○浪瀬議長	1番、木下議員。
○1番 木下議員	経緯などありがとうございます。花瀬地区については、すごい歴史のある町ということで認識していました。その中で、今回、コロナ明けの令和4年からの利用者の推移と町内・町外利用者の割合についてお伺いします。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>木下議員のご質問にお答えします。令和2年度から令和4年度においては、議員がご指摘あったようにコロナ禍のために施設を閉鎖しておりましたが、令和5年度は5,775人、令和6年度は5,386人、令和7年度は8月26日現在ではございますが4,739人となっており、最終的な実績としては5,400人程度を見込んでいるところでございます。令和5年度からは新型コロナウイルスが5類に移行した関係で、帰省や観光などの人の流れも活発になり、それ以降の年度は物価高や酷暑人口減少などの影響もあり、やや減少したものと今分析しているところでございます。町内、町外の割合については、住所等の確認を行っていないため、正確な割合は把握できておりませんが、駐車場の車のナンバー等から勘案しますと、お盆の期間中は1割から2割程度が県外からの帰省客のご利用ではなかったかと推察されるところでござい</p>

	<p>す。それ以外の期間につきましては、平日については、町内の利用者が多く、週末は鹿屋市や鹿児島市などからの県内市町からのご利用がそれなりに見受けられる状況でございました。以上でございます。</p>
○1番 木下議員	<p>はい。</p>
○浪瀬議長	<p>1番、木下議員。</p>
○1番 木下議員	<p>利用者の推移については多少減少気味ということで、2年前からすると約1,000人弱減っているということで、そうですね、また、町内、町外利用者へと僕もちょっと調査させていただいたところ、お盆前に、霧島市、鹿児島市、いろんな近隣の鹿屋市だったり志布志の方なんかも来られて、また、串良プールがある近くの方もそのお子様が小さいからと、串良のアクアゾーンくしらは結構大きいので、子どもを、未就学児を連れて行くには目が届かなかったりと考え、花瀬プールに対しては未就学児を見るのにすごい適した広さであって、そのためにこちらのほうに連れて来られたようなお話をお伺いしました。</p> <p>それで土日なんかだと、次の3番目にもちょっと当てはまるんですけども、この老朽化した設備の更新改修の中に、土日になる人が多くなって屋根が設置されてるんですけど、入って方角で言うと南東側と北西側のほうに屋根が足りないと。また、監視の方が言われるには、北西側に折り畳みのテントが設置されてたと思うんですけども、そちらが1回、突風で重石をしてたのにちょっと飛んでしまったと。それで畳まざるを得なくなって、影を作れない。近年、やはりこの温暖化ですごい暑さの中で、暑いので、入られない方とか小さいお子様を待機させるときにやっぱり影が少ないというご指摘を受けました。そこで、3番にある老朽化した設備の更新など、改修の予定についてお伺いしたいです。</p>
○新田町長	<p>議長。</p>
○浪瀬議長	<p>新田町長。</p>
○新田町長	<p>木下議員のご質問にお答えします。施設の運用開始から40年以上経過していますことから、これまでも大規模な修繕を数回に渡り行っているところです。</p> <p>特に平成21年度においては、スライダープールの大規模改修、機械設備の更新等を行い、平成26年度にもプールサイドの防滑材の張替え工事などを行ってきました。現在は大きな改修等の計画はございませんが、ポンプ等の点検業務を専門業者に委託していることから、その結果を踏まえながら、必要な部分の機器の更新改修につきましては、利用者の安全確保の観点から随時対応してまいりたいと考えております。</p>

	それからご指摘のあった影の部分につきましては、現状を指定管理者とも年間の報告書をいただくことになっておりますので、そこで協議しながら対応が可能なかどうかなのか、お客さん方のニーズとしてどれぐらいのものがあるのか、そういった実態把握を努めてまいりたいと思います。以上でございます。
○1番 木下議員	はい。
○浪瀬議長	1番、木下議員。
○1番 木下議員	改修については、今現在、予定にないということで、僕も今年何度か行ったんですけども、受付のところの屋根だったり、至るところに老朽化が見えたり、また、この老朽化とは違うんですけども、水道、花瀬プールに使われてる水は最初は川の水が使われてるとお伺いしたんですけども、水源が足りなくて水道水も使われてるといふふうにお伺いしたんですけども、その辺はいかがでしょう。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	ただいまのご質問につきましては、ちょっと私が情報を持ち合わせませんので、観光交流課長に答弁させます。
○池水 観光交流課長	はい。
○浪瀬議長	池水観光交流課長。
○池水 観光交流課長	木下議員のご質問にお答えいたします。プールの水源につきましては、基本的に流水プール等の水源は山からの水を利用しております。飲料水等など、実際口にしてしまうようなものについては、水道水を利用しているものと理解しているところです。終わります。
○1番 木下議員	はい。
○浪瀬議長	1番、木下議員。
○1番 木下議員	ありがとうございます。分かりました。続きまして4番、花瀬プールを今後も町の観光資源、子育て支援、教育の場として、どのように維持していくのかお伺いしたいです。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	木下議員のご質問にお答えします。花瀬プールにつきましては、議員もご存じのように、現在、指定管理者制度を活用し、民間による管理といたしております。今後につきましても、指定管理者制度により民間の柔

	<p>軟な考え方や迅速な対応力を生かして、花瀬地区観光の1資源としての施設の維持に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、花瀬地区一帯におきましては、県に対し、ワーケーション施設の整備など「魅力ある観光地づくり事業」の要望も上げておりますことから、採択の折には回遊性の高い稼げる観光地としての一体的な整備も目指してまいりたいと思っております。</p> <p>また、子育て支援、教育の場ということもございましたけれども、夏休みの初日の開業日には無料開放を行い、利用促進と負担軽減を図っているところでございます。また、近隣市町からの学童や保育園等での団体利用もあり、集団行動において学ぶ場としての活用も頂いているところでございます。こういった場をこれからも提供していけるように、指定管理者としっかりと協議を行いながら、環境整備に努めてまいりたいと思います。以上でございます。</p>
○1番 木下議員	はい。
○浪瀬議長	1番、木下議員。
○1番 木下議員	今後の活用について稼げる観光地を目指すということで、観光の部分で、1つご提案がありまして、先ほど言われた子どものワーケーションなどをやるに当たって、観光と教育を考えていくという方向性でよろしいですか。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>ご質問にお答えします。教育の場として、これからも、先ほど申し上げましたけれども、学童とか保育園、団体利用の方々の集団行動における学びの場としての提供というようなことは、引き続きしてまいりたいと。</p> <p>当然そこには観光も存在しますので、観光と学びの場というかですね、そういった場としてのご活用を私どももPRをしてまいりたいというふうに思います。以上でございます。</p>
○1番 木下議員	はい。
○浪瀬議長	1番、木下議員。
○1番 木下議員	<p>観光の場としてということで、花瀬プールに今回フォーカスさせていただいたんですけども、老朽化した屋根の部分はもちろん検討していただきたいと思っております。あと、観光と教育についてなんですけども今、山村留学なんかされてると思うんですけど、ヒラメの放流、田植とか、そういうのもされてると思われるんですけど、その中に、観光と教育っていうのを1つ入れ込んでいただけないかなっていうのがあります。</p>

	<p>具体的に観光について、この花瀬っていう観光スポットについて、すごい僕的には重点を置いて、観光に必要な要素って言われるのが、気候、自然、食事、文化と言われております。その中で、世界で見るとフランスに次いで日本がその部分で秀でている部分があります。なぜ観光なのかということなんですけども、観光につながるのが文化の保存、環境の保護、平和、雇用、経済、食事の部分に関するところの1次産業である農業にも繋がっていくと思うので、ちょっと花瀬プールとは違うんですけども、観光の部分で、海があって山がある、海の部分は神川、山の部分で花瀬と、自分のほうで思っていますので、観光と教育をもっと重点的に置いて、先ほど言われた仕事を作る部分でも観光、子どもが自分のところを観光する、学ぶ、そしてその土地を知ることができて、外に出た後も土地のことを思い出す、また帰ってきたときに子どものうちから観光に触れてると、またここでの地場の観光事業として、またその子どもたちが養っていくのではないかと考えてますので、是非、花瀬プールのみならず、観光の部分でしていただきたいと思えます。</p> <p>あとそれともう1つちょっと違うんですけど、指定管理者制度について、これは一般公募によるっていうことでよろしいですね。それで、これも案なんですけども、町内業者についてというのは、僕もちろん町内業者でしていただきたいともあるんですけども、プロポーザルといって企画競争入札にして、町内外問わない感じで町長がされてるローカルベンチャーじゃないですけど、外からの意見だったり外からの観点で考える観光の仕方もありなんじゃないかなと思いますけど、その辺はどうお考えでしょうか。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>木下議員のご質問にお答えします。まず、観光と教育の面については、今、木下議員がおっしゃりたい部分というのは、やはり関係人口をどういうふうに創出していくのか、その中で観光というものと、今ある施設をどういうふうに連携するのかということのように、私、取っております。</p> <p>現在私ども、そういったリピーターも含めて、保育園留学というのをやっております、これの満足度を今、令和6年度の満足度ですけれども、田代地区の満足度は9.0です、10点満点で、非常に満足していただいている。その中の感想、意見等を抜粋すると、おっしゃったように山だったり川だったり、自然環境だったり、それから体験型のいろんなメニューだったり、そういったことでリピーターも増えてきているところがございますので、先ほどは今回は観光というお話をさせていただきましたが、観光と教育というのは今後もしっかりと色々な形で実施してまいりたいというふうに思っています。</p>

	<p>おります。</p> <p>それから指定管理者制度につきましては、私どもの中では、当然公募をし、町内からのプロポーザルという形でしていただいております。町外の方々も含めたというようなご提案でございますが、それはまた議会の皆さんともよくご相談させていただきながら、まずは私どもとしては町内資源を、人も、企業も、町内資源を活用していくのが、行政としてはまずは優先なのかなということを考えましたときに、町外ということがそのまま受入れていただけるのかどうなのかは、もう少し協議を必要なところかなというふうには思っております。以上です。</p>
○1番 木下議員	はい。
○浪瀬議長	1番、木下議員。
○1番 木下議員	<p>指定管理者制度については、私も理解しました。町長のおっしゃるとおり、もちろん僕も町内業者でしていただきたいというのはすごい重々承知なんですけども、その問題視されてるのがやっぱり事業者の体力だったり、やっぱりどうしてもその新たな事業者っていうのはなかなか増えていかないような感じに見受けられます。てなると、先ほどちょっと話しづらいですけど、海外労働者っていうその観点でいくと、ちょっとどっちもどうなのかなと。そっちはそれで、こっちは町内業者でっていうと、観光の部分ではなかなか伸び悩むと思うので、是非また検討していただけたらと思います。これで質問を終わらせていただきます。</p>
	(1番 木下議員 質問者席から降壇)
○浪瀬議長	次に5番、久保議員の発言を許します。5番、久保議員。
	(5番 久保議員 質問者席へ登壇)
○5番 久保議員	<p>本日、最後の質問者となりました。本日2件質問させていただきたいと思っております。1件目社会福祉協議会に関して、2点目広域連携に関してでございます。</p> <p>本件に関しまして、まず1点目の社会福祉協議会でございます。正直この質問するかどうか、かなり悩んだところがございます。先日、全協がございました、8月8日でございます。そのあと議員だけの全協が8月18日でございます、そのとき恐らくご依頼をされた弁護士の先生からだったと思うんですけど、この件に関しての調査権というところの文書をいただいたんですけど、文書によると議会として町の直接事務以外のものに関して調査権が及ばない旨の記載があったんですけども、ちょっとその時手元にですね関連法律文書がなくて、ちょっと私も疑義を覚えてそのあと調べてみました。</p> <p>法律の先生や、あと地方行政に精通しておられる先輩の各種先生方にいろ</p>

いろいろ伺いましたんですけど、全ての先生方、口をそろえてこうおっしゃったんです。調査権は及ぶというところでした。

ちょっと関連する条項ですので少しご説明差し上げたいと思うんですけども、地方自治法第100条でございます。第1項「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うために特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」これが第1項でございます。これに附則の条項がついております、第10項です。「議会が今読み上げた第1項の規定による調査を行うため、当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し、照会をし、また記録の送付を求めたときは、当該団体等はその求めに応じなければならない」とございますので、以上の条文から各種先生方によると調査権は及ぶというふうな結論でございました。

ただ一度、全協のほうでは具体的な言及はしない旨の事実を静観するというような決議がされてますので、この社会福祉協議会で今問題となっている案件に関して具体的な言及はちょっと本日の段階では控えさせていただきます。

しかしながら、前回18日に送られてきた弁護士の先生の解釈によると、議会の調査権が及ばないというふうな趣旨に基づいて私どもは議会で議論をし、今回の件に関しては具体的なそういった言及でありますとか調査はしないというふうな決定を下したんですが、そのいただいた情報がこのような少し誤解というか誤認があるような状況ですと、やはり議会の独立性というところに関して、非常にですね疑義を覚えるようなことにもなりかねませんので、今後もしそのような文書を送られるときは、そこら辺の事実関係をですねしっかり確認された上で送っていただきますよう、ちょっとこの場を借りてですね申し添えておきたいというふうに考えております。

今回のですねまず1点目の質問なんですが、先にまず社会福祉協議会の位置づけというところで、2点ほど少し社会福祉法に則るところの確認をさせていただきたいと思います。この質問のですね前段部分等が、今回、質問に関してちょっとかなり削除と言いますか、ちょっと要約というか飛ばしてるところがあるので、ちょっと口頭に幾つか確認なんですけども、社会福祉協議会という団体なんですけど、こちら社会福祉法人という理解でよろしいのか。併せてですねこの社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく法定事務受託、社会福祉法に規定されております生活保護法でありますとか児童福祉法、老人福祉法、また、障害者、女性そういった方々、俗に言う第1種社会福祉事業に類する事務を行うような、そういうふうな法人であるというふうな理解

	<p>でよろしいのかというところを前段につけた上でですね、質問に入らせていただきたいと思います。</p> <p>今、申し上げたですね社会福祉協議会は、このような第1種社会福祉事業を担う社会福祉法人であるのであれば、この社会福祉法人として錦江町から法定事務を受けた、そういった法的なですね補助金受領団体であるというふうな解釈がなされるかと思えます。そのようなですねもし事実が正しいとして、町から毎年多額の運営補助事業、運営補助ですね、運営補助や事業の委託金、恐らくこの法定事務委託だと思えるんですけども、そういったところの委託金が支払われているというふうに理解をしております。2017年度から今日に至るまでですね、毎年そのような運営補助でありますとか、法定事務の委託金が支払われてるかと思えるんですけども、こちらは事実として公金でございますので、その交付金がこれまでですねどの程度具体的な金額として町から支払っていたのか。また、その金額はですね毎年推移あったと思うんですけども、その年度ごとの金額、そして今回ちょっととある事件が起きておりますが、それに伴う何らかの影響、具体的に言いますと金額的な被害、損害、そういったものがなかったのかお伺いしたいと思います。</p> <p>この意図といたしましては、私どもも議会として毎年度また来週から決算審査特別委員会がございますが、決算を審査して認めておりますので、もしこの町から出している運営補助でありますとか補助金額が、もし何らかのその差異が生じるようなことであれば、その決算自体をまた覆す必要がございますので、そこら辺の金額に関して何らかの影響はないのかということでお伺いしたいというふうに考えております。また、それを踏まえた上でですね、本町からの運営補助金のものでこの規模、また、事業もですね、先ほど申し上げた第1種社会福祉事業に基づく様々な事業されてると思えますが、そのような観点から厚生労働省がいろいろな政令で定めておりますが、そういった金額の規模等は適正であったとお考えになられるのかお伺いしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
	(新田町長、登壇)
○新田町長	<p>久保議員のご質問にお答えします。まず前段でお話のあった、社会福祉協議会の法的根拠というところでございますけれども、社会福祉法109条110条で定められている、地域住民やボランティア、福祉保健等の関係者、行政機関の協力を得て、福祉のまちづくりを目指す社会福祉法人格を持つ民間の組織でございます。</p> <p>それから、その後お尋ねのございました委託金等の関係でございますが、</p>

	<p>役場から社会福祉協議会への運営補助及び各種委託事業の額につきましては、2017年度の運営補助金が2,044万2,000円で、委託金につきましては138万6,780円、それから2018年度の運営補助金が2,052万7,040円で、委託金については126万720円、2019年度の運営補助金が2,088万3,177円で、委託費については118万6,240円、2020年度の運営補助金が2,113万5,616円で、委託金については177万3,000円、2021年度の運営補助金が2,193万6,010円で、委託金については137万2,100円、2022年度の運営補助金が2,208万3,540円で、委託金については142万1,192円、2023年度の運営補助金が2,235万6,378円で、委託金については153万6,800円、2024年度の運営補助金が1,805万2,319円で、委託金については141万4,000円となっており、各年度の予算に占める割合は約43%となっておるところでございます。</p> <p>次に、各年度の運営補助及び各種事業への委託金につきましては、社会福祉協議会に確認した結果、被害はなかったとの報告を受けております。加えて、運営補助等の規模につきましては、事業の効果からみても適正であったと考えているところでございます。以上です。</p>
	(新田町長 降壇)
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	<p>今、各年度の金額をお答えいただきました。概ね運営補助につきましては2,000万前後、年度により差はございますが、委託金額に関しては150万前後というふうな形で、例年ですれやはり2,200～2,300万前後で、社協全体の予算規模が大体5,000万程度と伺っております。だから、今、お答えいただいたように43%、40%台のですね比率を占める大きなですね金額なのかなと。当然私どもはその社協の会計の中身を知る立場にないので、どのようなですね他に金額をいただいているのか存じ上げないんですけど、恐らく数字どおり大半の、もう占めている中で、その中で今お答えいただいて被害なしということでしたので、では各年度の2017年から2024年までお答えいただいたこの年度において議会としてその決算の修正等を図る必要はないのかそこをちょっとお尋ねしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。それぞれの決算において、先ほど言いますように社会福祉協議会の予算について、町からの補助金、委託金で大体43%というようなことでございますので、議会として決算のということにつ

	<p>きましては、私がどう述べるわけではございませんが、私どもとしては、まず人件費の交付、人件費に対する 75%を補助していると。</p> <p>それから、例えば生活支援ホームヘルプ事業だったり、老人送迎事業だったり、寝具洗濯サービス事業だったり、高齢者の見守り事業だったり、個別の委託金が大体 150 万弱で委託金としてお支払いしている中で、それが適正なサービス提供ができていくということでございますので、私どもは決算についてどうということを申し述べる立場にはないような感じでございます。以上です。</p>
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	<p>当然、毎年担当課の皆様を中心に事業実績とともにですね、この確定金額上がってきて、請求書、精算払いとして適正に処理されておりますので、この金額においても被害がないというところであれば、過去各年度のですねこの決算において、町から支出しているこの運営補助でありますとか委託金に関しての決算書に書いてある金額で間違いがないのであれば、もうそれはそれでですねそのような手続きで良いのかというふうな解釈はいたしますが、ただとにかく本件に対してですね、住民の皆様、関係者の皆様から寄せられる声ですね、本当に不可思議なことだということで、今お答えいただいた町からの被害はないということでしたので、では逆に言うと、もう当然、国・県からのいろいろな受領してる金額とかもろもろあるかと思うんですが、そこに関してまた然るべき国・県ですね、そういった監査といいますか、そういった当然チェックが働くと思いますので、そこでですねそういったまた過去のこの決算においてそういった問題がなかったのかというのは明らかになるのかなというふうに考えておりますが、今回ですねとにかくまず町としてのこの事業の運営に関してですね、今こういう形で支障がない、支障がないというか問題がなかったというところでございますので、ここは一安心なのかなというところでございますが、今回の件はですね、正直もうちょっと通告書で、もう文章がこの1点というところなんですけども、今後のですね再発防止策、昨日も町長がおっしゃってございましたけど、やはりその観点非常に重要なのかなというふうに考えております。</p> <p>当然ながらですね、先ほど冒頭にお尋ねした社会福祉協議会としては、この社会福祉法に基づく109条に基づく法人格を有する団体だというふうなところでございましたが、逆に言いますとこの社会福祉法人というふうな形になりますと、先ほど冒頭で申し述べたようにですね、結局の社会福祉法をよく読んでいくと、結局このいくら独立した法人であるとはいえ公益事業を行</p>

う団体とありますので、そこに関してはですね、やはり私ども議会としても、あるいは町民の皆様としてもやはりその町がある程度強い金額的なこの運営補助も含めてですね、あるいはその指揮監督も含めて、町からの強い指導監督に基づいて運営されるというふうに、当然この社会福祉法でも規定をされておりますので、そこに関しての法令遵守でありますとか、当然その組織内のガバナンス、また、今、町からの直接の運営費用に関しては被害がなかったということですが、その協議会の運営そのものに対してはですね、やはりその地方公共団体として強い監督責任が明記されておりますので、そこに関してはもうしっかりとですね対応していただくようお願いを申し上げたいというところでございます。

また少し関連するところなんですけど、社会福祉法人として法人格をもつのであれば、この社会福祉法ですね特に 45 条に多くの規定がございます。まずその 45 条の 2 なんですけど、ここに関して今いろいろ調べられてると思うんですけど、監査に関しては公認会計士または監査法人でなければならないというふうな規定とかも引っかかってくると思いますので、そこに関してこれまでそういった公認会計士ないし監査法人の方がしっかりと精査されていけば、恐らくですねこういうふうな形にはならなかったと思いますので、そこら辺の関係も本当に法人格を有するのであればこの規定がございますので、そこもですねしっかり遵守をしていただきたいなというふうに考えているところでございますし、また併せですね、当然この 45 条に様々な規定がございます。19 条でございますと、今申し上げたこの監査に関する規定でありますとか、また、20 条、第 45 条の 20、45 条の 21、45 条の 22 にしましては、損害賠償の規定でありますとか、また役員また評議員の方々のそういった連携の強化の項目でありますとか、また、45 条の 24 並びに 45 条の 28 会計帳簿と、ここに関しては当然しっかり記録を取って 10 年保存する義務でありますとか、あるいは 28 ですと、こういった今申し上げたですね金額に関する計算書類等の監査を、しっかりこういった監査法人で行うこと。また、45 条の 32 の 4 並びに 45 条の 34 の 3、こちら今申し上げた計算書類等の閲覧と、また財産目録の閲覧等に関する規定ですが、こちらにはですね実は議会の調査権もろもろそういったことには関係なく、このように記載がございます。「何人も社会福祉法人の業務時間内においては、次に掲げる請求をすることができる。」次に掲げる請求とは、今、申し上げた計算書類やこういった財産目録です。すなわちその議会ではなくても、一般の町民、市民、国民、県民の方、誰でも社会福祉法人に関しまして広域事業をされておりますので、そういった資料請求はできるというふうにございますので、当然この今回の件に関しまして、多くの町民の皆様と関係者の皆様、不安に思

われております。そういった方々に関してはですね、是非積極的なですねこういった情報公開をしていただきますよう、ちょっとこちらの要望でしかないんですけども、併せて申し添えておきたいと思います。

いずれにせよですね、ちょっと本日の質問はこの町からの毎年運営補助としての2,000万前後の金額並びにいろいろな事務事業のですね委託の金額でございます。その確認というところでございましたが、本件に関しましてはとにかく本当に法といたしまして、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、ほとんどの恐らく町民の皆様がこの社会福祉協議会という何らかの形で関わってると思います。新生児の赤ちゃんからまた当然、成人の方また高齢者の方、町民の皆様がこのようですね、福祉サービスを提供する事業者でございますので、非常に重要な役割になっておりますし、私どももですねいろいろお世話になってる協議会でございますので、是非とも法令遵守、またその組織のですねガバナンス、ちょっと後ほどの、次の今後のですね改善策で2点目の広域連携に入るんですけども、改善をしていただきますよう、伏してお願いを申し上げる次第でございますので、まず1点目に関しては本日はここまでとさせていただきますと思います。

続いて2点目の広域連携です。もう1つ前項で申し上げたこの社会福祉協議会のですね今後の在り方というところで、提言も踏まえてですね少しお話をさせていただきますと思うんですけども、昨今ですねいろいろな形でこの広域連携の重要性に関して、各種報道も含めてですね、いろんな各種団体また自治体、議論が進められているところかというふうに理解しております。

総務省の資料によりますと、急激な人口減少やインフラの老朽化等の課題に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えていくために、地域の枠を超えた連携が重要であるというふうな文言で謳われておまして、先日のですね新聞等でもちょっと出ておりましたので、少し関連した内容をご紹介しますと思うんですけども、8月25日の朝刊です。国交省で老朽水道管の更新の補助事業ということで、直接広域連携ではないんですけども、災害等の緊急輸送道路あるいはそういった漏水すると住民生活に大きな影響が生じるような配管に関して、自治体プラスそういった広域でですね、何か起こったときはその補助を拡充するというふうな報道がありましたし、一昨日とか昨日付けの新聞ですね、9月3日の新聞です。県域超え連携の支援というところで、政府は2日つい先日です、都道府県これはもう少し規模が大きいですけども、「都道府県域を超えた産業や観光の振興を支援する新たな制度を創設した。」広域リージョン、地域という意味ですよ。「広域リージョン連携と位置づけ、複数の自治体や経済団体など多様な主体が協力して取り組む事業を財政支援する」とございます。今、政府が看板政策に掲げており

	<p>ます地方創生につながる取組の狙いということで、早ければ本年度内にもですね始める指針で、既に連携が進んでおります、関西地方、中国地方、九州地方の3か所が当初の候補となっている、そういうふうなところでございます。この制度の要綱によりますと、複数の自治体や経済団体が実施団体を構成し、広域リージョン連携を宣言するとあります。具体的な事業や実施体制を記載したビジョンを作る。農林水産物の輸出促進やスタートアップ支援、観光振興などを想定しており、地方創生交付金や補助金などで後押しする、地域からの要望を踏まえ、規制緩和も検討するというふうなことがございまして、国としてもですね本当に地域、自治体のみならず県域も含めたですね連携を推進するようというふうな状況となっているところでございます。</p> <p>そのような観点からですね、まず、本町、この肝属郡としましては、消防や清掃業務また火葬事業などの事業は、既にこの2市4町の肝属地域で一部事務事務組合を組成し、事務事業の広域化を図っている、そういった状況でございまして、その他のですね事業に関して、現在、広域連携を何か具体的に推進していくお考えはないか、まず伺いたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>久保議員のご質問にお答えします。事務事業の広域連携につきましては、議員のおっしゃったとおり、消防や一般廃棄物処理、介護認定審査、障害区分認定、火葬場については、一部事務組合を組織し、また、成年後見制度の利用支援及び障害者の相談支援については、広域でサービスを行っているところでございます。このほか、消費者生活相談、広域観光、大隅広域夜間急病センター、大隅広域図書館ネットワークについても、鹿屋市を中心に近隣市町で連携して取り組んでいるところでございます。</p> <p>議員ご指摘のとおり、少子高齢化や人口減少により、今後さらに単独自治体だけで行政サービスやインフラ整備を維持することは難しくなっていると認識しておりますので、広域で取り組んだほうが効率的な事務事業等については、引き続き広域での連携を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>なお、し尿処理場につきましては、施設が30年を経過していることから、整備件数も増加している状況の中、資材高騰等による各町負担の増額傾向も懸念されることなどから広域連携を検討しているところでございます。以上でございます。</p>
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番	既存のですね一部事務組合広域連携に加えまして、観光、医療、成年後見

久保議員	人、そういった事務に加え、し尿処理を今検討されてるというお話だったんですけども、ちょうど先般の議会等でも少しだけお話を伺ってたんですが、今ちょっとお話にあったですねし尿処理になるんですけども、具体的にちょっともし今の段階で内容が分かっていたら、お聞かせいただきたいと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。現段階で4月から動き始めておりますので、細かなことはちょっと申し上げられませんが、内容としましては、先般、主管課長会、担当会を会議におきまして、し尿処理の組合のほうから、今後の施設運営について説明を受けまして、これまでの慣例なら施設の老朽化に伴い、組合としての施設の新規更新協議会を設置し協議する時期に来ているが、建設コストの上昇の観点から組合構成町で単独更新には財政的に厳しいものがあり、ごみ処理行政同様に鹿屋市を中心とした肝属2市4町での広域的枠組みでの更新計画を最終的に検討することが最善ではないかとのことをございました。そして、組合事務局から旧肝付東部衛生処理組合の鹿屋市衛生処理場への事務委託協議の流れの説明を受けまして、南部2町としましても広域的な枠組みでの前段階として、鹿屋市への事務委託依頼を構成両町と検討している段階でございます。今後の進捗状況については、随時議会へも報告してまいりたいと考えております。
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	鹿屋市に具体的な事務委託依頼というところで、今検討されてるというふうなお話でした。おっしゃるようになりますね、今既存の管理組合でされてますが、2町での更新となりますと本当にまた巨額の費用ですので、そのような観点から、まず将来的な人口減少を見据えてですね、こういった形で事務委託をするのは妥当な判断なのかなというふうに考えておりますが、当然のことながら、今後を見据えますと、こういうふうなですね連携の分野は、今回し尿処理ですけど、それに留まらずまた拡大していくのかなというふうに考えるところですが、ちょっと関連してもう2番目なんですけども、今お話にあるようにですねこの急激な少子高齢化といいますか、もう人口の急減ですよ。今お話にあったこのし尿処理事業を始めとして、今後はですね県域またはその国でも議論が進められているところですが、保険、国保関連ですよ。今ちょっとお話にあったようなもうこの社会福祉協議会に関するような福

	<p>社分野、また、介護保険、介護保険に関してもちよっと少し記事が先日あったので、8月31日の記事です。介護保険持続に関しまして97%の全国自治体が危惧をもってらっしゃるとい記事でした。共同通信社が全国の都道府県知事と市区町村長に実施したアンケートで、介護保険サービスの提供体制の持続に危機感を抱く首長が97%上ったとございます。理由は、現場の人手不足や費用の膨張が目立った、国や利用者などの負担引上げを検討すべきだとの回答を85%を占めたというところで、県内でございますと、この介護保険サービスに関する調査では、鹿児島県内では県と40市町村の首長がサービスの提供体制の維持に危機感を示したというふうなことがありますように、今、それぞれ恐らく国の権限委譲という形で、これらのサービスはですねこの基礎自治体も降りてきてると思うんですが、それがいよいよこのもう基礎自治体のこの人口減少また人手不足、様々な要因でですねその持続が97%もの自治体が不可能だというふうな回答がある現状といたしましては、これはもう喫緊の課題なのではないのかなというふうに考えております。</p> <p>そして、いずれですねこのことは教育の分野、もうとにかくこの少子高齢化というところで、子どもたちですね、恐らくこれも近日中にですね近年中にこういった検討を始めないといけない段階になるのかなというふうな考えてるところですが、そのような観点からですねこの幅広い分野におきましても、段階的に広域連携といいますか、あるいはそのサービスを持続するための何らかのそういった連携措置が必要になってくるというふうに考えられてくると思います。</p> <p>ちよっと先日のですね議会でも話があった、例えばその保健サービスに関しまして、ちよっと県のほうでですね令和9年度に向けてある程度のそういったサービス金額的なものの調整でありますとか、令和16年度においてそのの全県での施行等のお話があったんですけども、そういった観点から具体的にこういった保健、福祉介護また教育、そういったところに関して何かその議論がもし進んでおりましたらお知らせいただきたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>久保議員のご質問にお答えします。まず、今おっしゃった国保の保険者は、今、県統一になって鹿児島県になっておりますので、そこで保険料の統一を進めていきたいと思います。それは広域連携の、広域で実施する事務としての負担の平準化ですよというようなお話が今あっていると思います。</p> <p>一方、教育につきましては、私が理解している中で広域連携での云々というところはまだ動きはないようではございます。ただ、例えば私どもが実施</p>

	<p>しているキャリア教育等については、町内の子どもたちだけでなくもっと幅を広げていくというのは、1つの学びの場の提供としての広域連携の具現化ができるのではないかなあと思ったりはしますが、それ以外に教育委員会に対して、広域連携の教育行政施策の動きがありましたら教育長から答弁をさせます。</p>
○鎌田教育長	はい。
○浪瀬議長	鎌田教育長。
○鎌田教育長	<p>久保議員のご質問にお答えしたいと思います。議員のおっしゃる広域連携と若干ニュアンスは異なるかもしれませんが、今年から始めた事業といたしまして、小中学校の音楽発表会というのを町単独でしておりましたが、これを今回11月20日にする予定ですが、今年度から南大隅町と合同で、本町の文化センターで実施することにしております。これは来年度以降もずっとやっていくという形で考えております。</p> <p>また、7月に実施しました小・中学校の図画作品審査会、これもどこの市町村も単独でやっておりますが、今年度から合同で実施いたしました。子どもたちが少なくなっていく、教職員も少なくなっていく中で、やはり合同でしていったほうが効率がいいものは実際に共同で行っていく、そうすることが職員の学びにもなりますし、今後も他にも幾つか考えていますけれども、南大隅町とまた話を進めながら、できるものはまた増やしていきたいというふうに考えております。以上でございます。</p>
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	<p>具体的なお話をいただきました。国保に関してはですね保険料の統一というところで、逆に言いますとこの保険、国保行政の観点から申しますと、逆に言うとこれまで市町村単位でしちゃってたのが少し違和感があって、というのがやはりこういった法の下での平等という観点から見ると、基礎自治体で金額は違うというのは、保険の平等性から鑑みるとちょっと違和感があるので、これはもう正しい方向なのかなと思いますので、今、国が県のほうでそのような多分議論を主導されてると思うんですけども、こういったまず保険料の統一を皮切りにですね、各基礎自治体としてやってる業務は恐らくもうほぼ同一かと思いますので、こういった事務に関しましてはまずこの料金の統一、そしてそのあとの事務事業に関してもですね、広域化を段階的に図っていけば、今とにかく各市町村、先ほど同僚議員からも職員の人手のお話がありましたけどもそういったところの合理化も図っていかれると思いますので、ちょっとそういった方向性はですね是非とも進めていただきたいとい</p>

うふうに考えているところでございます。

また、教育長先生のほうから、教育現場におけるですね南隅地域の連携というところで具体的にお話をいただきました。発表会でありますとか、こういった図画のですね審査会、子どもたちにとってもより多くのですね、普段なかなか関わりのない近隣のですね町の子どもたち、また、先生方の触れ合いですね、そういった教育、社会性を汎用する観点からもですね非常に有意義かと思しますので、是非まずできるこういった事業から結構かと思いますが、こういった形でですね連携をするような形で取組を進めていかればいいのかと思しますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

今お話にあったですね国保関連でありますとか教育も、このようにまず身近なところからの恐らくこういった連携というところ始まってくるかと思うんですけども、ちょうど先ほどのですね福祉、社会福祉法というふうな観点から申し上げますと、今、各町でですねこの社会福祉協議会が主にこの福祉でありますとか、介護、そういったところでですねこの法定事務も担ってらっしゃるのかなと思うんですけども、今回のですね報道されてる事件によりまして、人手不足等々そういった観点からチェック不足の不足でありますとか、そういうふうなですねところの現状が垣間見えるところなんですけども、この社会福祉法によりまして、第 14 条の 4 項です。今お話にあるですねまさに広域連携といいますか、この一部事務組合を組成はできると、っていうかそのような形態がまず 1 つあるというふうな記載がされております。当然今までの経緯で恐らく権限移譲の観点からちょっと私も社会福祉法に基づくこの協議会が、どのような最初国が設立されたのかちょっと存じ上げないんですけども、基本的にこの 14 条の 4 項にございます、「町村は必要がある場合は、地方自治法の規定により一部事務組合または広域連合を設けて、前項（社会福祉法人の事務所）を設置することができる。この場合は当該一部事務組合または広域連合内の町村の区域をもって事務所の所管区域とする。」というふうでございます。

もうとにかくですね先ほど話にあった役場の職員からこういった協議会の職員、また、その教育現場、あるいは本当にもう農業、他の産業、全般においてこれだけ少子高齢化進むともう人がおりません。そのような中で、事務の効率化というかそのサービスの質を落とさないためには、この広域連携、一部事務組合の組成というふうなこともなってくるかと思ひますが、もう不可欠なですね状況かと思ひます。そのような観点で、もう今回のこの社会福祉協議会の件に関しても具体的な言及はしないんですけど、今後の改善策としてはこの一部事務組合またはこの広域連合というか広域連携というか、先ほど後見人に関しては肝付の社会福祉協議会へのいろいろ事業の委

	<p>託をされてるということだったんですけども、すぐさま来年からというわけではないんですが、今後5年10年を考えたとき、例えばそういった後見人でありますとか、あるいはなかなか学校に通うことができない子どもたちの俗にフリースクール事業でありますとか、あるいはその介護に関しての居宅に関してなかなか単町の職員さん、ヘルパーさんで、お伺いが難しいければ当然近隣のというふうなお手伝いもいただくことになるかと思うので、この社会福祉協議会に関してもこの14条に規定されてるようにこの一部事務組合または広域連合を設けてとございますので、こういったものも具体的な選択肢かと思えます。そのような観点でこの社会福祉協議会、あるいはその社会福祉協議会のみならず福祉・介護の分野でですね、ちょっと具体的なこういった一部事務組合でありますとか、広域連合とか連携、そこに関してはちょっと今どのような議論があるのか、あるいはないのかも含めてお伺いしたいと思えます。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>久保議員のご質問にお答えします。まず久保議員のご質問ではございますが、一部事務組合というのは、地方自治体が地方公共団体が共同で組合を設定し、自治体の事務を一部事務組合が担うということでございますので、その点は久保議員も同じ認識かなというふうに私は思っております。</p> <p>久保議員が今おっしゃった、社会福祉協議会を一部事務組合の業務としてできるのではないかなというふうなお話だったかなというふうに私認識しましたが、あくまでも社会福祉協議会は、もうこれまでも申し上げましたが、社会福祉法による民間団体でございますので、一部事務組合という行政組織を担う団体にはこれには当たらないのではないかなという私の認識でございます。</p> <p>したがって、今後こういった形で広域連携を進めていくのかということと、社会福祉協議会なりにも人手不足等もございますので、どのような進め方があるかというのは、例えば、県社協あたりにもご指導を賜りながら、町社協として進めることになるんだらうなというふうに考えているところでございます。現段階では、広域連携についての動きとしてはそういった動きでございます。以上です。</p>
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	おっしゃるように地方自治法上の一部事務組合とは社会福祉法上の位置づけは違うんですけど、明記をされてるんですよ、この福祉に関する事務所、

	<p>先ほどのお話ですと、社会福祉協議会がこの社会福祉法人であるならば、福祉に関する事務所に相当するわけなんですよね。これは何もその地方自治体として、法定事務をするためのものとしてその社会福祉法人を広域一部事務組合をするというよりかは、まずそもそも論としてこの 14 条の 3 が「町村は条例でその区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。」なので、それで本町の場合は恐らくそれを社会福祉法人格をもつ社会福祉協議会を設立されたんだと思うんですよ。その 3 項があつての 4 項なので、この事務所を設置した、だから、町村が基本的にこの福祉に関する事務所を設置するので、全く民間出資による法人ではなくて、公益事業を社会福祉法に基づいて行う法定事務を行うための法人ですので、だからこの社会福祉法に、だから先ほど冒頭でお聞きした確認はそこだったんですよ、社会福祉協議会が何かその町民さんとか関連団体の民意の協議会なのか、それともこの社会福祉法に基づく法定事務を行う社会福祉法人なのかというふうな、今のお話ですと社会福祉法人ということなのでこの 14 条の規定が相当するわけなんですよ。</p> <p>恐らく経緯としては、この社会福祉法を作られた厚生労働省が、権限移譲で各市町村にこういった社会福祉法に基づく冒頭で申し上げた生活保護法でありますとか児童福祉法、老人福祉法また障害者に関する様々な法、女性またそういった困窮者に対する資金融通、そういった事務を法定事務として委託するために、社会福祉協議会を町村が作ったと思うんですよ。町村に関する何か設置に関して 14 条、「都道府県及び市は条例で福祉に関する事務所を設置しなければならない。」、この 2 項が「都道府県及び市、その区域都道府県による市町村いずれかの国の事務所」、3 項から町村なんですよ。「町村は条例でその区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。」なので、これは町が設置をした社会福祉協議会ですよ。</p>
○新田町長	議長。
○新田町長	町長。
○新田町長	<p>久保議員のおっしゃることが今分かりました。申し訳ございません、理解が賜りませんでした。まず、久保議員がおっしゃっていらっしゃる 14 条の解釈ですけれども、これは、市は福祉事務所を義務設置です。例えば福祉事務所というのは、生活保護をしたり、それと、すいません、ちょっと生活保護しか浮かびませんが、町村でいきますと鹿児島県内であれば、長島町とたしか屋久島町だったと思いますけれども、条例で福祉事務所を設置しております。あくまでもここで言うところの社会福祉法 14 条によるものは、自治体業務としての福祉事務所なんです。ですので、社会福祉協議会をここで指しているものではないというふうに私は認識しております。</p>

	<p>したがって、この福祉 14 条に基づく福祉事務所を広域連携で実施するというのは、自治体の業務ですから、広域一部事務組合であろうが、広域連合であろうが、自治体の事務の広域としての事務は機関として成り立つと。ただし、これが社会民間社会福祉法の、先ほど申し上げました 109 条で言うところの社会福祉協議会を指しているわけでは私はないというふうに判断しておりますので、その点は、もし私の解釈が間違っておりましたらご指摘いただければ結構です。</p>
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○5 番 久保議員	<p>ここでその法の解釈云々というか、事実として本町の社協の設立の経緯が明らかになれば、もうこれはもうこの解釈云々じゃないと思うんですよ。町が設置したのか、それとも先ほど申し上げたようにこの社会福祉協議会の位置づけですよ。確かにこの 109 条を見ると非常に曖昧な書き方なので、これが社会福祉法人としての法人格を有するかどうかということに厳密に多分ここで規定してないと思うんですよ。なので冒頭で申し上げたように、本町のこの錦江町社会福祉協議会は社会福祉法人格をもつのかという理解ここに通じるんです、この福祉に関する事務所、これがもし違うのであれば、当然今おっしゃるように町村の権限といいますか、その法定事務でありますとか、逆に言うとこれが町村と関与がないのであれば運営の補助金であるとか、そういったことを優先的に交付される根拠がなくなるので、これは間違いなく町村が設立した協議会であるというふうな認識に立たないと、これまでの今先ほど前段の質問で申し上げた 2 千数百万の補助金を何の根拠で交付したのかという話になります。これは町村が設立した社会福祉法人だと私は認識をしておりますので、当然これの今後のこういった広域連携に関しては町村が主導すべきものだというふうに解釈をしております。もしこれが本当におっしゃるように、純粋な民間の、例えば町民さんとか関連する福祉介護の団体の皆さんが建てた民意の協議会であれば、全くそういった議論にはならないんですが、ただ現実論としてその法定事務を請け負っておりますので、これは町村が主導して設立したこの 14 条の 3 にある「町村は条例でその区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。」の、この事務所に相当するものではないかというような解釈なんですけども、ちょっとこの解釈云々はもうこの議会、今回の一般質問の本筋じゃないんじゃないので、もうちょっと割愛はしたいんですけど。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。

○新田町長	<p>繰り返し申し上げますが、社会福祉法の 14 条は、市町村も町村は任意でありますけれども、自治体に認められてる福祉事務の窓口ですよ。ですので、これは自治体の事務なんです。ところが、先ほど申し上げるように社会福祉協議会は社会福祉法の 109 条に定義をする民間の組織というのが社会福祉法に定義されているんですよ。同じ社会福祉法であっても、もともとの設立根拠は違うんですよ。そこのところをご理解いただかないと、私どもが勝手な解釈をして、久保議員がおっしゃるように、福祉事務所は自治体の、当然福祉事務所は自治体の事務ですね、だけれども社会福祉協議会の設置者は自治体だから、それは広域連携できるんだと、そういった解釈をですね吹聴されるとこれは非常に困ります。</p> <p>したがって私どもは、もし久保議員がその主張をずっとおっしゃるのであれば、しっかりと法的な根拠を調べて提示いただきたいと思います。議会として提示いただかないと理解できません。</p>
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○5 番 久保議員	<p>冒頭に申し上げた確認はここだったんですよ。では、その冒頭の発言を訂正いただかないと、これは社会福祉法人ではないと、本町の協議会は。</p> <p>確認はそこだったんですよ、でないと議論がかみ合わないの、もう 1 度聞きますけど、本町の社会福祉協議会は社会福祉法人として活動されてるんですか。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	町長。
○新田町長	繰り返しになりますが、本町の社会福祉協議会は社会福祉法 109 条に基づく、社会福祉法人格をもつ民間の組織でございます。以上です。
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○5 番 久保議員	<p>もうおっしゃるのは分かりますし、私も 109 条を読んでおりますのでよく理解してはるんですけども、結局、協議会と法人って違うんですよ厳密に言うと、協議会はあくまで任意団体でございますので、法人格を有するかどうかというところは批准で、今回その社会福祉協議会において様々な規定が準用されてるかと思うんですけども、現実論として法人なので、当然ですけどいろいろな事業を受託して運営はしてると思うんですよ。</p> <p>おっしゃるように 109 条で社会福祉法人と規定があるのであれば、これは社会福祉法人なんです。あるいは純粋な質問として申し上げてるのが、設</p>

	<p>立は錦江町というか大根占とか田代町時代からの経緯だと思うんですけども、その設立がこの109条ですよ、市町村社会福祉協議会はて、もう当然その社会福祉協議会が出てくるんですけど、だからここはもう冒頭にこう書いてあります、「同一の都道府県内の2つ以上の市町村の区域内において、次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の増進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつて社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業または更生保護事業」、結局この事業を行う、あくまでその協議会という団体なんですよ、法人ではなくて。結局この社会福祉協議会はですね、おっしゃるように、当然はっきりしないといけないんですけど、ただここで109条規定されてるのはあくまで社会福祉協議は、特にこの2項にあるように「区域内において前項の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて」って書いてあるんですよ。</p>
<p>○浪瀬議長</p>	<p>久保議員。協議会について、それから広域連携について通告はしてあるんですが、もう少しですね法的なことを踏むんだつたら、ちょっとこれ詳しくしていただいて、質問をしていただきたいと思います。そうしないと、ずっともう平行線、考え方が違いますので、こちらもこちらで調べて、そちらもそちらで調べるといことですね、そうしないともう1時間はあつという間ですので、その辺はまた次からですね、詳しく、より詳しく通告するようになってますので、その辺はお願いをしておきます。</p>
<p>○5番 久保議員</p>	<p>もう承知をしてるところです。本日はこの社会福祉法に関しての解釈というよりかは、その広域連携が登壇の主だったので、それが今社会福祉に関しては広域連携がなかなかできないというところでは、それが1つ今現状なのかなというところで理解するところです。ただ今後の方向性としては、この社会福祉に関する事業に関しても、何らかのタイミングで広域連携を図っていく必要性はあると思いますので、本日のですね質問の趣旨はそこにありました。ただ、この法の解釈でいろいろな観点が変わるのであればかなりちょっと複雑なことになりますので、ここは国・県も含めてですね、またしっかりこの法整備をする必要があるのかなというふうにも考えますので、そこは逆に言いますとこの本日この議会の場で決定はされるものではございませんので、また今後のですね国の議論等を見据えてまた議論が深めていければいいのかなと思います。</p> <p>本日の趣旨はですね社会福祉協議会と広域連携というところで、当然これまで広域連携を図っているものに加えて、今後もですね今申し上げたような国保でありますとか、こういった教育、また福祉・介護、そういったことも</p>

	<p>段階的に広域連携をする必要があるというところで、そこを主導するのが各基礎自治体なのか国なのかまたそこは今後のですね、国政等様々な動きあると思いますが、恐らく流れとしては、この地域の課題解決、またその地域を持続可能なものにしていくためにですね、不可欠な要素であるというふうに考えますので、またその点に関してですね様々な国の方針が出てくると思いますが、その都度また議論を深めていければというふうに考えております。以上、本日の質問を終わらせていただきます。</p>
	<p>(5番 久保議員 質問者席から降壇)</p>
○浪瀬議長	<p>これで一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。次の本会議は、9月26日の予定でありますので、申し添えておきます。お疲れさまでした。</p>
	<p>散会 15:19</p>